

022027001-1
140-175

西洋紀聞

新井 白石 / 著

M15
ADA-1002



140
2
175

西洋紀聞

東 京 圖 書 館

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 七 | 五 | 九 | 地 | 和 |
| 冊 | 號 | 架 | 函 | 理 | 書 |
| | | | | 類 | 門 |

天

新井白石著

箕作秋坪
大槻文彦 校

西洋紀聞

明治十五年

壬午五月

白石社刊



校訂緒言

一本書ハ修史館の御藏ヨ白石先生の自筆の本のありしと一覽せる事を得て傳寫の一本と校訂して印刷し付したるものなりその原書は

奉書本 本書堂圖書記の印あり巻ごとくに末に白石源君美一字在中等の朱印と捺し且本書の趣意も筆記して家ヲ藏し他日のおほやけの

尋問ヲ備へられしものなれば先生の家に傳へられし本なる事論おく又自筆なるハ僅し此一本ある事も知るべし固より得がたき自筆

本の希有に世に存しつるおれハ衆本の訂正も植字此校合も殊々謹

一原書は大判美濃紙松打ちたるに濃き墨にてあざやうに字形大く九

行二十四五字ほどに書きつめたり字体ハ和様にしてから様とまじ

言外國通信事略等洋外の事を記せる書尚若干部あるおその傳寫本ハ地名人名等假名よて記したるもの誤字何とも甚し本書中の洋及地名人名の假名と合せて正すべきあり

先生の著

新井白石著

箕作秋坪
大槻文彦
校

西洋紀聞

明治十五年

壬午五月

白石社刊



校訂諸言

一本書ハ修史館の御藏ヨ白石先生の自筆の本のありしと一覽せる事
を得て傳寫の一本と校訂して印刷ヨ付したるものなりその原書ハ



且本書の趣意も筆記して家ヨ藏し他日のおほやけの
尋問ヨ備へられしものなれば先生の家に傳へられ一本なる事論を

又自筆なるハ僅ヨ此一本ある事も知るべし固ヨり得がたき自筆
本の希有ハ世に存しつるおれハ衆本の訂正も植字此校合も殊ヨ謹

言外國通信事等洋外の事を記せる書尚若干部あるがその傳寫本ヨ地名人名等假名
よて記したる心の誤字何れも甚し本書中の洋外地名人名の假名と合せて正すべきなり

一原書は大判美濃紙紙打ちたるに濃き墨にてあざやりに字形大く九

行二十四五字ほどに書きつめたり字体ハ和様にしてから様とまじ

ンなどせし所ありしも或ハ略し或ハ直記せり去れちも活字の便也
 あしきが故なりあひてもとのまゝ存す
るも大なる用なかるべし又欄上若干所ある標注も原書
 のまゝなり又南北亞墨利加の相連たる處と西北又ハ東南など記せ
 る如き其他事實の誤まるに至りてハ數ふるに暇あらずされど去
 ち一とよ訂正増補せむいたやをま事にもあらず且海外の事よ至
 てハ今の世は精又精あるものゝ多加をば以よ益なき事ざなりと
 してやミぬ以上をべて自筆原書のまゝあをハ希にハ妥ならぬ處あ
 りとも校者の疎漏あらむと咎むる事あるれ本書三巻紙數合せて九
 十枚許あるも活字に付して紙數を減じたれハ今ハ上巻と中巻とを
 合せ下巻と附録二種とを合せて共ハ二冊とせり

一本書の大要上巻ハ奉行所にて羅馬人召對亂問の事と記をその記事
 の體明晰詳悉にして曲寫自在なる筆鋒ハその場のありさま依今眼

此あたり不見ざるが如く誠に和文叙事體の絶妙あるも此へこまら
の文に於てや見るべき中巻ハ羅馬人の言ひ一海外諸國の地理歴史
あと記せるものにして全く采覧異言等の原稿なり而采覧異言等
と見合すべし現時
より見れば事ハ陳腐に属しつゝまども今ハたゞ始めて海外の事と談
話の間に聞き得てかくまで不書き取らざる識見の跡を稱して觀る
べし且その頃天主教傳來海外交通等此事につきてハ傳史の案とな
るべき事も多かるをや下巻ハ羅馬人と問答せる雜話に於て末に
その速べし天主教の大意をあげおれにつきて逐次に其妄を辨駁す
その言に天地萬物自ら成る事無し必ず造れるものありとい
ふ説のごときも一それ説の如くならむよハ天主ゴッドまゝ何もの、造る
によりて天地いまだあらざる時にハ生をぬらむ天主もよく自ら
生をたらむにハあどり天地もまゝ自ら成らざらむ云ふといひこれ

仮冒頭の第一駁として其餘の論辨措談よして快痛ならずといふ事なく今の世に人々が耶蘇教につきて喋々批難排撃をる不どの論旨ハ早くも悉く先生の口に出で、ありその識見の卓なる事驚堪せむにも餘りある事あり

一先生此羅馬人を評して云凡そ其人博聞強記にして彼方多學の人と聞えて天文地理の事に至てハ企及ぶべくも覺えずまゝ謹愼にしてよく小善にも服する所ありされど其教法を説くに至てハ一言の道に近き所あらず智愚忽に地と易へて二人の言を聞くに似たりと又云其國の主と其法の師との命とつけて身命を顧みず萬里の外に使として六年がうち險阻艱難と歷て去々に來たる事其志の如きは尤憐むべし又其法を守る志の堅きありさまをみるに彼がために心振動かさざる事能はずと又そ此性質を褒めて聖人の温良もかくや

と言はれしとあり是等によりて其人物の尋常に超えたりしを知るべし然るに此羅馬人も亦先生の人のなりと謙遜せる事ありて是にて本書にも先生が豪斯太刺利亞への路程を問はれし時に彼人突然とて我法の大戒人を殺すに過ぐる事あらず我に於て人を教へて人の國を窺はすべきと言ひて答へず不審しけむに再三詰問しよむに答へけるに去の程此人通詞を向ひて白石をいふを見まらるるに此國に於ての事へ存せず我方におそしまさむに大まにるる事ありておはるべき人にあらすヲ、ランテヤノ一ツををさる事速からず此人其地取を得たまはむと思ひたまはむいとたやをかるべしさらば其路の寄る所を詳に申さむに人の國伐つ事と教へみちびくに去るあれと答へたる由見えたり此言誠によく先生が霸氣人を衝くの風采と今日に想見せしむといふべし此人又嘗て先生の才力卓識に感歎

一五百年の間に一人など世界の中に此の如き人の生を吐づるもの
なりといひしとて支那の人ハ五百歳にして聖人出づと語き、ども
それも禹土九州の中につきてういふなるべき今先生ハ大西洋外の
人に世界中よして五百人に一人を得べき人材と稱せらる其言過譽
に過ぎざるがごとしといへどもまゝあながちなる諛辭にハあらざ
るべし又有徳公の世に及びて先生の所親の人よして君側に仕ふる
者のありけるが公或日その人に向ひて近頃ハ筑後ハいかにしてあ
りやきだめて世を不満足に思ひてやあらむと仰せありしふその人
答へて筑後去の程も某よ語を候ふハ前御代の厚き御恩ハ申もお
ろりありさりながらかの御代にハ種々の御用もありて随分の務骨
も仕とぬれハいさゝ報い奉る道も候ひしに御當代にハ何の御奉
公もあく徒らに高祿を賜はり隨意ふ家に起臥して只書見なとにの

み歳月と送りてあり候ふ事ハ前代此御恩よりも一段ありがたく存
ぜられ更に報い奉るべき所哉知らずと語り居り候ふと申しけまば
公聞召しやゝまばしありて「するい奴やつよナ」と一言仰られしとなり前
の羅馬人の五百年の評と此の有徳公の語とハ敬老の言ひ傳ふる所
なりと三田藤光氏語りき以上の諸評ハ先生の人とありにつきての
實に絶妙なる月旦にやあるべき依りて校訂のついでにおゝに記し
て且ハ其事を後ハ傳ふ

明治十五年壬午五月

校訂者記

西洋紀聞上卷

寶永五年戊子十二月六日、西邸にて承りしは、去八月、大隅國の海島ふ番

夷の國が一

來りといふ事、日本江戸長崎などいふ事の外の、其言語き

かきまふ

からず、ミづから紙上ふ數圖を去るして、ロウマ、ナンバン、

ロクソン、カス

テイラ、キリシタンあとさしいひ、ロウマといひし時よハ、

其身とゆひ

せり、此事長崎に注進を、阿蘭陀人またづれとふに、ロウマ

といふは、西洋

イタリヤの地名よく、天主教化の主ある所也、ロクソン、カ

ステイラ等此

ときは、いろに志心得がたしといふ、又南京寧波、厦門、臺

灣、廣東、東京、暹羅等の八よとふおも、キリシタンといふハ、邪教の名目と

ハ聞及ひぬ、其餘の事ハ心得らとす、と申をといふ也、と仰下さる、美承

て、其人、西洋の國より來れるハ、一定ふ侍るならむ、されど、其ことばの聞

得べからずと申すハ、心得らとすと申は、かき承て其故を尋下さる、ふる

く候ひ一人の申せし事伝承り覺候し事も侍り、彼地方の人ハ、きまめてよく萬國のことばを通じ侍りけとバ、むろし、ナンパンの人、我國ふ来りし初、數日が不どに、我國のことば不通じ得て、つゝに其教をと傳へしや申し候ひき、其法の此國不行はまし事も年久しく、其國此人常にゆまかよひ、又此法禁せらまし時、我國の人其教を隨ひしと此ども、彼國ふ渡しつゝのハ、まもも數多く候ひき、されバ、彼國此人、此土の言葉ハよく通じ候ひなむ歟、我國ふもとむる事ありて来らむもの、其ことばは通せざらむふハ、おに、よりてり、其志伝もとげ候へた、但し五方の語言同じからずして、それ中まゝ古言今言ある事に候へバ、其傳習ひし所、我國の中いづこ此人の言葉をり習ひ候ひぬらむ、ましてや、彼國の人、こゝは通せざる事、とてふ百年に近く候へバ、今此こと業も同じからぬ事も候へま敷、去れらの心得したらむとのして、聞かせ候はむふハ、いかむ其こと

ばをまゝわきまへぬ事此候べき、阿蘭陀人の申を所へ、稍心得らまらず、口
クツンと申を、宋元の代より此の呂宋など去るせし國にて、其國よ
り出し壺とば、我國の人葉茶と貯ふるに宜しとて、呂宋真壺など申を事
へ、雖も去り候ひぬ、まゝカステイフと申を、イタリヤなど聞えし地
に近き國にて、むろし、其國にて作り出せし菓子此、此土に傳へし物は、今
も候なる、これらの事へ、美なども其名を聞覺候ものと、其地方の人此心
得がさきと申を事、尤心得がさく候歟と申を、申を所其謂ありと仰下さ
またりまかくて、彼人へ、法よまゝあせて刑せらるべしなど聞えし不とふ、
其年も暮て、明をバ六年己丑の正月十日、國喪の御事ありて、そちらの
事も聞えず、此年もまゝ暮むとするふ、十一月此初に至て、去年の冬大隅
國ふ来りとゞまれる外國の人、近き程よゝゝに来るべし、其事此由候尋
問ふべきもの也と、仰下さる、まゝ去年長崎の奉行所注進の状をも、うり

し出されたり、おまへ、彼来りし由いまだ詳ならず、某が申せし事ありし
ふよりて、某して尋問しめられんため、ゆさをしとぞ聞えし、我國のこ
とばのまならずましうべ、いあふと聞得べし、おもふに、地名人名、まは其
教法等此事ふ至てハ、其方言多るべき、此法禁の嚴なるによりて、阿
蘭陀等此國の通事あといふものも、猶さとし得ぬ所ありと聞えたまへ、
此事ふ至てハ、まえて難事也、此事奉行の許ふハ、其こと案あど翻譯の
も此ありぬとおもひしうべ、まゝる物のあらむハ、借し賜るべし由を
申す、其事執政の人より仰下されしうべ、奉行の許より書三冊を進らす、
借し下されて、ことを見るふ、其教法の主要あど見えて、其こと案訳譯せ
し事ハあらず、されど、其中一二の用ふあされる所あたまし、あらず、か
くと、彼人あまに至れりと聞えて、同月の廿二日に、奉行所よりて召對を
べきま及びて、前の日奉行の人よりあひて、其事を約す、横田備中守
柳澤八郎右衛門其日

己の時過る不とに、かゝこふゆきむらふ、きりしたむ屋敷といふ城は小石川あり奉行の人より出合
ひて、かれが携来せし物どもを見る、我國よて新たふ製らまし金銭等此
物見えて、まゝ法衣也といふものゝ、白布にて作ると、よくく見るに、
そのうらの方ふ、我國の南都ふて織出を布の未印ある也奉行の人より
も見せ、其餘のものも見せしに、うたがふべくもあらずといふ心得ぬ
事と思ひし不とふ、物ども皆見えて、長崎より差副てつらはせし通事
のものども召す、大通事今村源右衛門英成、警古通事、品川兵次郎、赤福喜藏といふ此二人の名は聞かぬ其、校輩よむらひて、むら
しナンパンの人、長崎よりありし時、其國の通事等あり、其法禁せられし
初ふ、その人猶ありしと、それら死うせし後、其學を傳ふるものあ
るべきもあらず、いはんや、法禁の初、あやまるとも、校地方のふと業
といひしもの、嚴刑をまぬられず、たとひ其言葉を聞傳しものも、敢て
口より出すべし事もあらず、かくて、七八十年とすまぬまば、今ハその

ことばは通せむものあるべきよあらず、凡そ五方の語言同じかしれば、たとへば今長崎の人にして、陸奥の方言聞しめむよは、心得ぬ事多うるべけと、さすがは我國の内此ことばあまば、かくいふ事ハ、此とよやと、といはうらむハ、あさうすとといふとも遠かうじ、我萬國の圖と見るに、イタリヤ、阿蘭陀、同じく歐羅巴の地よありて、相さる事此近きは、長崎陸奥相さるの遠きがごとくにはあらず、さうバ、阿蘭陀の言葉よよりて、彼地方のことばは、とてさうらむハ、其七八にハ通じぬべき事ふえそ、されど、おんやけお申さむ事ハ、正しく其語と學得さうむ事、としはあてて申さむハ、まうるべからず、今日の事、前日此事に同じからず、これおんやけお申す事ハ、あらず、某がためよ、そのこと業は通すべきためおれバ、たとひ彼申さむ事、心得ぬ所ありとも、かさくが心ふをさうらむおもふ所を以て、某お申せ、某も又かさくが申を所正しく彼申す所の義に

合へりと、信じ用ひんともおもはず、さらば、かゝく、こゝはかる所の僻
 事ありとも、其罪よもあらじ、奉行の人とも聞いぬされよ、被等もとより
 學ひ得ぬ所なを、たとひ辭し申す所の、記り多しとも、答給ふべき事ふ
 あらずと申を、人とも承りぬと答らる、かくて、午の時すぐる程に、かのも
 の被召出せり、二人して、左右をさしはさまさすけて、庭上ふ至り、人とも
 むらひて拜せ、坐を命じてのち、庭上に設置し榻ふつく、其座事、南面よて板
 縁あり、縁をさる事三
尺、かりにして、縁をまうん、奉行の人、縁よ近ん坐し、茶座の上の少い、其坐しをり、大通事、板
 縁の上、西に跳き、誓古通事二人、板縁の上、東に跪ん、かもの、長途を典中にのみありて、被に堪ぐ、被中
 よりあゝる至るをも、典してめし致せり、みれによりて、人をしてさしをけし、被よつき、被
 へ、香殿の侍一人、被平二人、そのかゝらさうらうとにありて、庭の上よ跳き居たり、此のちの儀、まらふ
 同れ、其たけ高き事、六尺よははるるに過ぬべし、普通の人へ、其肩にも反
 はず、頭かぶるよして、髪黒く、眼ふらうく、鼻高し、身ふへ茶褐色ある袖細の
 綿入れし、我國の袖の服せり、去れへ、薩州の國守のあさへし所也といふ、
 肌よハ白き木綿のひとへなる被きさり、坐よつき、時、右手にて、額よ符字かき
 一儀あり、此のちも常よかんのごとし、

其説の本加くて、奉行の人と通事していはせし事ありしは、拜して後ふとに答ふ、これは天を以て寒くして、其衣薄ければ、夜あさへいふ、うけず、その故ハ、其教戒よ、その法を受かる人の物、うくる事なきによれり、されど、飲食の物此ごときハ、其國命と違せむ不どの性命のさめなれば、曰よ、廉衆孤費も事、國恩を荷ふ事もでに重し、いッで衣服の物まで給りて、我禁戒にそむくべきは、じめ、薩州の國守北給りし物、身にまとなぬまは、寒とふせむにたまり、心をこつらばし給ふ事あるべからずと、申切りたりし由也、此間對事終りて後、人と其を指して坐とを、めしめらる、此日ハ其、他事ふ及ばず、たゞ彼國地方の事など、通事に命じて問はしめて、其いふ所と聞く、英國の國を指ゆきて、其國を定めしを、此國は、此土ふしてあること、其國を指ゆきて、其國を定めしを、此國は、此土ふしてあること、其問ふ所に答ふる所をきくよ、か答ておるひはかりしこと、とくに、事わづらはしからず、但し、そのいふ所ハ、我國畿内山陰西南海道

の方言うちまじりて、彼地方の脣音にて撰り出しぬまば正しく其事とおもふも、疑ぬべき事あり、かままゝ、それいふところと、あかゝの人は聞得がたき事もやあるとおもひしにや、必ずそのことは相反していふ、又あやまり傳へし事も、すくなからず、まいて、彼地名人名は限りて、其上は稱するまゝ、いひしは、それらの事、よくくたづねまはめて、地名人名等をとり、又通事等は、阿蘭陀の語に學び熟しぬれば、舊習はひられて、彼いふ所のことく、いひ得がたき事どもあるを、とへいふ事なども、あざし、かくして打聞く事、一時ばかりの後、其も、ミづから問ひも、答へも、是る事共ありて、日すて、西に傾きしうば、奉行の人と、いふまゝ、そこを參るべけれど、いとま乞ひす、まゝに至て、彼人、通事もむかひて、其こゝより、米りし事、我教を傳へまいらせて、いふも、此土の人とも、利し、世とも、濟はむといふにあり、そを、其が米りしより、人々をはじめ

て、多くの人をわづらはし候事、誠に本意ふあらず、あゝみ来りしうち、年
すでに暮むとし、天まゝ寒く、雪も不どなく来らむとに、去をふありあふ
御侍と初て、人々日夜のさかひもあく、某候守り居給ふと、見るに忍びず、
かく守り居給ふは、某もしをにげさる事もありなむがために、予候らむ
萬里北風波候、姿ぞ来りしも、いりふもして、此土に参りて、國命と達せむ
がため候に、祓がひのまゝに、此所に入来りぬ、此所候さりとて、又いづと
此かゝにりのがれ候べき、たとひ又某こゝをふげさるとも、此國の人よ
も似さらむものゝ、いづとのかゝふ、身を一日もよせ候事のかなひ候べ
き、されど、仰によりて守らせ給はむ上へ、其守怠り給ふべき事然るべか
らず、晝はいのよも候へらし、夜るく、手かゝ足らしをも入られて、獄中
みつあざ置き、人々をば、夜と心やをくわ、祓られ候やうに、よきよ申して
給るべしといふ、奉行の人々も、其由と聞て、あはまとおもひ、氣色あり

しを、其此ものへ、おもふに毛似ぬ。何はりあるものか。といひしを、大
き不懐きおもひし氣色にて、すべて、人のまことなき不ど此恥辱の候ハ
す、まゝして、妄語の事に至てハ、我法の大戒不候もの候、其事の情を、ま
へしより此のさ、つるよ一言此い何はり申したる事ハ候はず、殿にハ、い
るふかゝる事候は仰候や、と申は、今、汝のいひし所ハ、年くれ、天も寒記
に、あゝ不候ものゝ、よるひるとなく、汝と守り居るが見るふ堪がささふ
かくハ申を敷と問ふ、其事不候と答ふ、さればこそ、其申す所ハ、い何はり
にてあるか。汝等が汝と守るも、奉行の人との命を重んじぬるが故也、
又、奉行の人とも、お目やけ此仰候うはて、汝を守らせ給ひぬをば、汝がい
るにも事故なかりむ事とおもひ給ふが故に、哀うすく、肌寒からむ事を
うれへて、衣給らむとのさまふ事、度とふおよびぬ、もし今汝が申す所、此
まことならむハ、など、此人とのうれへおもひ給ふ所をやむむじま

いらせざらむも一此人とのうれへ給ふ所ども、汝が法のさめよかへり
見ざる所あらば、何條こゝも候ものども此、法のためふ汝と守る事かへ
り見おもふにハたよぶべたされば、汝のさきよ申せし所の誠あらむよ
ハ、今申す所ハいひはれる也、今申す所のまゑとあらむよハ、前に申せし
所ハいひはれる也、此事いふも申被くべしといひくば、大まよ恥お
もひし氣色にく、今の御被承り候へば、されよ申せし事ハ、誠よあやまり
候ひき、さらば、いふも衣給りて、御奉行の心被やをむじまいらすべきよ
候と申す、奉行の人よも、よくおそのさまに給りつれといひて、悦びあへ
り、かさねて、又通事よむらひて、同じき御恩よ候へども、汝がはくハ、給ら
むもの、絹結の類ハ、某が心を被やをかるべからず、たと木綿の類と以て、
製し給り候やうよ、たのミまいらす候といふ、すでに日くれぬべけれ
は、かれとを獄中よ還し、某も歸りぬ、明とは廿三日の夜、通事等、某が家よ

めして、きのふかのものゝ申せし事の心得ぬ事ども尋ねとふ事あり、廿五日よ、またかこよゆく、奉行の人ゝも出あひて、被入召出しさり、けふハ、かの奉行所ある所の萬國の圖を出されしとて、被地方の事とふよ、事明らかしして、真聞ども多かりき此圖ハ、七十餘年前に作せし所よて、今ハ、彼國よも得やをからぬ物也、こゝかこ、やぶれし事、惜しむべき事也、修補して、後よ傳へらるべしなど申した、けふも、巳の時過る頃より、未の初まで問對して、かれをば還しぬ、けふハ、奉行所より給はりし木綿衣よかさねて、其事よ謝を、獄中のやうをも見給へとて、奉行の人ゝ案内してゆく、獄屋の北の方よ家あり、そこに、むろし、被教の師正シテ婦ハとると、置まし所也といふ、年すでに老さる夫婦二人のものありて、奉行の人ゝを迎拜したり、去まハ、罪あるものゝ子ども、等とありしと、かのこゝに、按置せられしものゝ、奴婢よ給りしが、夫婦となされし也、これらは、

其教とうけいなどいふものにはあらはれど、いとけあきより、さるものゝめしつゝひい所あれば、楸門と出る事ともゆるされず、奉行所より衣食して、老と送ちいむる也けり、さて、被楸舎と見るに、大きな楸を厚板よて隔て、三ツとあり、その西の一間に置く也、赤き紙を剪て、十字を作りて、西の壁にをして、その下にて、法師の誦經をるやうに、その教此經文と暗誦して居けり、それが居る所の南に舎ありて、守れるものども守り居たり、こゝら此事ども見はて、後よ還れり、晦日に、まよゆきむらふは、奉行の人よ、出合給ふに、おおよまじと申しければ、出合ふにも及ばず、けふは、過し頃たづねし事共の、おぼとふべき事あると尋問ひて、日と暮しつすべて、此不と尋問ふ事共、被地方此事のよにして、かれがこゝよ来たる由をも、又其教の旨をも、問ふに及ばず、かれは、事にふきて、その事どもいひ出しぬまど、そのいらへをもせで、うちすぎよりき、その明の

日に申上じハ、きのふ迄ハ、彼人を見候事凡三日、今ハ、彼が申を不どの事、
聞まがふべくもあらず、かきも又某申すほどの事共、よく聞えり候ハ、
あむ、此上は、かれが来りし由をもたづ、おきハめば、やと存す、さらむに、
わてハ、かれが申を所、必ず其教の旨に、とさり候べければ、奉行の人とも
出あひて、事の次第とよく承きと、仰下さるべくや候ハんと申す、聞召さ
れし由、仰下されさり、奉行の人とも、出合ひ給ふべしといひやりて、十
二月の四日に、ゆきむらふ、奉行の人とも、出合さり、彼人と召出して、こゝ
に來たる事の由、候も問ひ、又いゝなる法を、我國にハ、ひろめむとハ、おも
ひて來たるに、や、とさづ、おとふに、かき、悦びに、堪ずして、某、六年が、まきに、
こゝに、使さるべし、事、候承りて、萬里の風浪と、志の、ざ、來りて、つゝ、に、國都
よ、至れり、志あるに、けふしも、本國にありてハ、新年の初の日として、人皆
相賀する事に候ハ、初て、我法の事をも、聞召れん事を、承り候ハ、其幸これ

どに其手の扱ふびおたき何どの所より至りてこゝろや候見給ふべしとてひてコンパスをまきこりよ
りて見るよふきなる圓の針の孔のごとくなる中もコンパスのまきいとほりぬ其圓のまきはより
ローマンとてふ番字ありと通事等申す此餘ヲ、ランドを始め其地方の國とある所を問ふよ前の
法のごとくよゝて一所もまき損ぜし所あらば又戦國よゝて此所ハ、イブこ子とよふ又前の法の
ごとくよゝて此所もやとてふよこも番字よゝてエドとよゝせし所也これら定まれる法ありと見え
かど其事より精らざりていかによすかたるべき事にあらばおべこせらの事等び得べしやと
とひに、いどたやおたるべき事也とてふ戦國とよゝり數に批しかかふまよき事也とていば、これらの事
のごときあるかちも教も精しを待りまでも候はざりかゝるもたやせんと學得給ふべき事也といひき
まゝ、謙遜に、よゝく小善にも服する所ありき、其人庭上の掃ふつゝもまづ手を
指を以て額にあがりて達する事所りてのちよ目を瞑りて坐す事又一けれどもたゞ泥塑の像
のごとくよゝて動し事なると奉行の人とまき某の坐をたつ事あはば必だ起ちて拜りて坐す選り來り
て坐すはんを見て必だ起ちて拜りて座す此儀日ともかたららばある時奉行の人のまきめする事を見
て其人よむかひて先誦く通事よむかひ天寒し衣をかきぬらるべき故戦方の人とまきめする事を
ばつゝ、いむ事也むらゝ通國此病せし事所りて故也といひき又通事等ラテンの語を通つて記さる
をば打送しゝをいひて習得れば大きき賞英可某がひひをき、て通事の人とはなまよわ
ヲ、ランドの語も學び熟しとては舊習の除きおこき所ありて令仰候ごんごにあらざりて其傍も多
り戦方の語も習ひ給ふぬ故もよりぬなどいひてわらひよりた又ヲ、ランドの戦國は其傍も多
くの窓をまうけし事上中下の三層あり毎窓より大砲を出せしとてふ事をいひ得ざりてかごどり
むとする事もたやすからば其左手を側て、その四指の間より右手の指頭三つを出して見せぬれば
さみそ候ひとていひて通事等にむかひて敬儀に招き候ふとてふ事共ありき又ノワヲ、ランダヤ
の地ご、をさる事いかにやとていふに、人に答へざりて問ひに、通事にむかひて戦國の大戒人を
殺すに過る事あらば戦國にむかひて人を國をうかへせ候べきといふ某とのいふ所をき
、て心得らざりてかにかゝるにやとて通事等に問はせしに存ざる所の候へば、これら地方の事は答

申すべからざるに補又その所存を問ひむるに此やど此人を見まへらするに此國に在るの事ハ
存せざれば方にははさまむらひ、大きにする事なるとて招ひすべき人ならざれば、ランデヤノ
こ、をさう事遠からば此人、その地より得給ひむと招ひ給ひ、いざをせやすかるべし、其路の
よる所を詳し申さむにハ人の國うつ事ををいへみちびんにこそあはざるに其これをき、て、奉行の
人、開給ひむらかこはらへこけは、今きんかごをきん、をとひ某そのこ、ろざりありとて、我國より
法ありて私の一兵を動かす事にかゝるひがこ、いひてわらひたりきすべて其通慮かゝるごとくな
るに至る事、其教法と説くよ至てハ、一言の道よちかき所もあらず、智
愚たちまちに地と易へて、二人の言と聞くに似たり、こゝに知りぬ、被
方の學はごときハ、たゞ其形と器とに精しき事、所謂形而下なるも
の、みだかりて、形而上あるものハ、いまだあづかり聞かず、さらば、天地
此ごときも、おれを造るものありといふ事、怪しむらたらず、かくて、
問對の事共、其大略とあるを所二冊、進呈を、すておいて、明断ありて、我國
耶穌の法を禁すると年あり、今、校徒のあゝよ來たる、行人の、其寛を告訴
ふるもの也と稱す、もし行人ならむら、いゝむら、其國信とすべきもの
をば、帶來らすして、説りて、我國の人とあり來たる、たとひ言ふところ實

あらむにも、跡のごときは疑ふべし、去りといへども、稱する所ハ、彼國の行人也、例によりて誅をべからず、後來其言の徴シズメあらむを待ちて、宜く處決すべきもの也、と仰下さる、某その事情をはるよ、此後ふ至ても、彼國人此こよ、來らむ事ハ、絶ゆべからず、されば後按のために、此たびの事ども録して、進呈すべき由と言上し訖ぬ、いくほどあくして、上にもかくれさせ給ひしに、正徳四年甲午の冬ふ至て、かのむらし其教の師の正に歸せしもの、奴婢たりしといふ夫婦此もの、此教師ハ、黒川善庵トフランシスコ、チタアンヤ、ヒ一教、奴婢の名ハ、男ハ長助、女ハはるといふ自首して、むらし、二人が主にて候もの、世よありし時に、ひそりよ其法をさづけしども、國の大禁にそむくべしとも存ぜず、年を経しよ、此不ど、彼國人の、我法此ために身よかへり見ず、萬里にして、こよ、來り、とらはれ居候を見て、我等、いく不どあき身と惜しみて、長く地獄に墮し候らん事のあさましさに、彼人よ受戒して、其徒

と罷成り候ひぬ、去らちの事申さゞらむハ、國恩にそむくよ似て候へば、
あらハ一申す所也、いゝにも法にまゝせて、其罪にハ行はるべいと申す、
まづ二人とは、其所候かへて、まかち置かる、明年三月、ヲ、ランド人の朝
貢せし時、其通事して、ローマ人の、初申せし所にたがひて、ひそかに、か
夫婦此ものに、戒まづけし罪候、亂されて、獄中に繋がる、こゝに至て、其真
情敗露ハれて、大音をあけて、のゝりよば、り、彼夫婦のも此、名をよ
び、其信を固くして、死に至て志を變ずまじき由を乞ふむる事、日夜よ
絶す、此年采れるヲ、ランド人申せしハ、はじめ、北京におもむきしといふ、
ト一マス、テトルノンも、不どなく、其國に歸れりと聞ゆ、去れハ、初よりか
しこよありし其國人に、妬忌せらまて、まゝ居る事かあひがたくて、
おど承りぬ、と申しき、まゝ、此人のこゝに采れる事、いゝにやおもふと聞
ふに、されば、此事、我方の人も、心得ぬ事不申す也、或ハ、もし其罪を犯す事

七歳にやなりぬべし、

前代の御時に、某申せし事もあれば、今此事仮ある事凡三卷初に、此事始末をあるして、長崎奉行所より注進せし大略をうめし、附す中に、其人のいひし海外諸國の事共とあるを、終に、某問ひしに答へし事共の大要をあるを、此事、すでに年月を隔てぬれば、今ハ其を事共多くして、そのたと禁れどとき、その事此ごとたハ、あるを、そのころの誤りのと多かるべき、そが中に、海外諸國の事に係れる所ハ、異聞博からむためにもとむる人もありあむに、秘すべき事にもあらず、卷の終此事に至りてハ、外人のさめに傳へむ事、去るべからず、と一、た不やけよりめしたづぬらるゝ事もあらむに、此限りふあらざる事ハ、いふよ及ばず、

附録

大西人船来り一時の事ごいに見えり

大隅國取謨郡の海上、屋久島の地粟生村といふところに、阿波國久保浦といふ所の漁人等、来り止りて、魚捕る事、漁業とするあり、寶永五年戊子、八月廿八日、ふをら七人、舟とらへて、同き島の湯泊といふ村の沖より出づ、陸よりハ三里許へだてたらむ海の上、目をなぬ船の大きなるが、一隻うらびらんと見つけ、乗生村とさして歸るに、彼大きな船より、小きある舟おろして、其舟も帆あけて、こなたの舟と追来る、こなたの舟も帆あけてはしと歸るを、彼小舟にもうちがひといふもの、添て、追来るよ、とづらに十間ばかりとへだて、見るに、其舟もハ、目をなぬものども十人ばかり乗さるが、其中一人、木をこふさまたり、こなたにも、かあふまじき由のさまして、乗りゆくやどに、彼小舟も、大きな船のかさにむらひて歸りぬ、此日の夕、同き島の南にあさる尾野間といふ村の沖に、

帆の敷多き船の、小舟と引たるが一隻、東をさしてゆくあるを村のも
 のども、あやみ見て、打出て守り居るに、夜に入り空くもりぬまば、そ
 の行方をまらす、明をば廿九日の朝尾野間より二里許の西にある湯
 治といふ村の沖のうさに、きのふ見えしごとくの船見えしうど、北風
 つよくして、南をさしゆくゆきし不どに、午の時に至てハ、帆影も見えずあ
 りき、此日彼島の懸治（三三三）といふ村の人（藤原朝臣）炭焼（三三三）ひ料（三三三）に、松下（三三三）といふ所に
 ゆきく木を伐るに、うしろのかたにして、人の聲またりけるをかへり見
 るに、刀帯さるもの、手して招く一人あり、其いふ所のことばも聞わら
 り、べららず、水をこふさまとけければ、器に水汲てきく、ちちづき吞
 て、又まぬまきかど、その人、刀を帯さまば、れそきて近づくす、かれも其心
 ときとりぬと見えて、やがて、刀を鞘ながらぬたてきく、出しければ、近づ
 くに、黄金（三三三）の方（三三三）なる、一り取出してあふ、此ものきのふ見えし船なる人

の陸に上りて、やとわもひくば、其刀をも金ともとらずして、磯のか
ゑに打出て見るに、其船も見えず、まゝ外に人ありとも見えず、我すむ
らゑにたち歸りて、近き所とりの村に、人はしらりして、かくとつや、平
田といふ村のも此二人、出来しをもあひて、守五次右衛門喜兵衛といふ者ども松下にゆき
て見るに、被入戀泊のかゝ被指さして、かゝこにゆりむといふさま一と
り、足つりれぬとみえくは、一人それをたすけ、一人ハ其刀をもち、一人
ハそれが攜へし袋やうの物をもちて、戀泊のものゝ家にて行て、物去
さゝめてくはき、かの人、まゝ黄金のまろき二つと、方なる一つと、を取
出て、あるじよあゝふ、藤兵衛辭してとらず、その物いひ、まゝをたまふべ
らざれども、其形ハ我國の人也、まゝを藤盤のオトのどとんに遊みしころに、本陣の漢黄色
あるに、茶色のうらつけころを著て、刀の長さ二尺四寸餘なるを、我國の飾のどとんにしころ一腰をまゝしころなり此事、島松守まるものゝ許に聞
えしかば、官之浦といふ所よ、かのも置くべき所作り出して、うつし置

て、薩摩守の許につぐ、薩州の家人等、連署して、其事を長崎の奉行所に告ぐ、其書に九月十三日とある可後家人等島津大藏同將監新納市正種子島藏人連署す長崎の奉行に永井滋坂守別所播磨守也、彼人、長崎に送り致さべき由、依いひ送れり、其後、又薩州より彼もの、圖作りていひしことばあどの事、長崎にいひ送る、前に見え一ローマン、ロンドンなどの事也、阿蘭陀の人を始め、長崎にありあふ外國の人共、奉行所に召集て、かれがいひし事ども尋問ふに、各其事曉すべからずとこそふ、かくて、冬も末に至りぬれば、北風吹つき、海の上波あられければ、彼ものを送致す船、二さびまで風に吹もどされぬ、これとむらふる薩州のもの、つとめて風波をよ交ぎ、からうして大隅の國に至り、それより又長崎に送り致さ、か此もの、いさすら江戸におもむらん事をこふて、長崎にゆらむ事をねがはざりし氣色しけれど、其望に任すべきにあらず、多くの脱船共して、長崎の地方網場といふ所に至りぬ、こゝより船とよめ、陸よりして、長崎にむらへ入れて、獄舎に置

く阿蘭陀の通事共して、彼來る由をとふに地名などハ聞も及びいあ
 れど其餘の事どもきゝわくべからずといふ阿蘭陀人をばことにふく
 みおもふ由あれば其人して問はむ事も志るべからず障子を隔てゝ
 阿蘭陀人してそのいふ事を聞しむるに、おまも聞えらぬ多く、ましてそ
 のいふ所半は我國のことばもまじはるぬと聞えて、猶も聞わり事か
 かはす彼人も、いゝにもして、思ふ事共いひあらはしてむ、とおもふ氣色
 ありしうば、さづぬべき事共、こゝにありあふ阿蘭陀人してとふべいと
 いひしに、さも侍らむと答へしによりて、阿蘭陀人のうちにて、むゝり彼
 地方のことは學習ひしものゝア、テレヤンドウといひしを、その甲必
 丹ヤスフルハンマンステアルといふもの、召かして出合さり、被地方のこ
 事也詳に下に見えりこれふよりて、彼人、まゝに來る事の由は聞えて、其
 由故もて、奉行所の注進あり、彼にきくに、彼人、阿蘭陀人に對せし禮、ことに贈れり
 事也詳に下に見えり

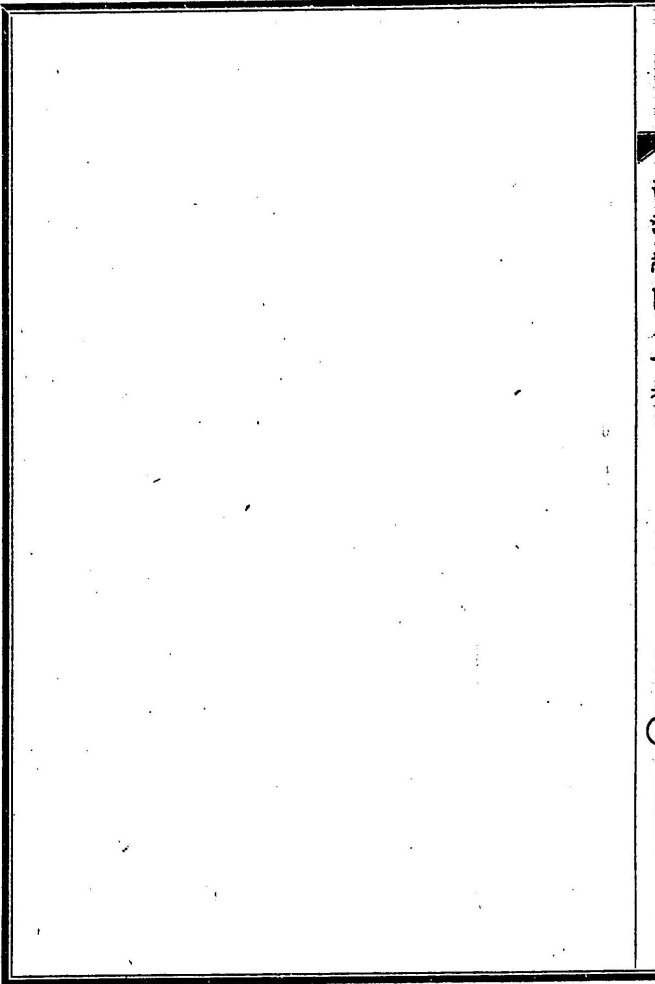
招それし色物らにれき彼國のこと能學得しとてふも六年にて其業を廢しけれどことく、此より長崎
 人に頭トがことその通ト得ぬ所トしかの人のひをへてのちに其事を解したりといふ也
 よりして又こゝに送り致せし事ハ其明年の夏の末に至て、茶らせよと
 仰下されしによりて、去年より彼ものゝいふ事共聞なれし通事に三人
 つけて九月廿五日ハ長崎を出したてしに十一月の半に來り着ぬれば、
 天主の法を禁する事つうきとせる奉行の人々に仰せて、その廳事の楸
 舎に按置せられし也、これより後此事共ハ前に去るせし所にみえさり、
 奉行の人々此いひしハ彼人日々に食ふ所の物、定まる限等あり、初め長
 崎に至りし日よりこゝに來るに及びて、すこしも相變ぜず、よのつゆの日にハ、
 と、二度食ふ、その食ハ飯汁ハ、小麥の團子を、うすき醬油にあぶらきしつらに、魚と蘿蔔とひとむとを、おれ
 て煮ころなり、酢と燒酎とをすこゝも副ふ、菓子ハ、燒栗四ツ、蜜精ニツ、干柿五ツ、丸柿ニツ、マンツ、その
 齋戒の日にハ、午時に先々一度食ふ、但し菓子ハその日ハ二度食ひて、其飲をんは、燒栗八ツ、蜜精四ツ、
 干柿十、丸柿四ツ、マンニツを二度食ふ、それ菓ハ皮實等ハ、いかにやするらむ、すていあども見れ、齋戒の日
 けても、魚を食ふ、まここに來りしより、つらに浴せし事も、何らだ、されど振つき、その携持し
 けがし、事もあらだ、これらの食事の外に、湯をも、水をも、飲みし事も、いかに、その携持し
 袋ふるれし所ハ、銅像、画像、これに供養すべき器具、法衣、念珠、此餘は、書凡

十六冊、まゝ錠のごとき黄金百八十一彈のごとくある黄金百六十、我國元祿年製の金錠十八、我國の錢七十六文、康熙錢三十一文等あり、その中、書六冊ハ、つねに身に隨へて、手と停めずしてこれを誦すといふこれらの事、つまびらかうあるまむ亦無用也、故にこゝに略す

正徳五年乙未二月中、辨筑後守從五位下源君美

白石

原印
君美



西洋紀聞中卷

大地、海水と相合て、其形圓なる**地球**のごとくにして、天圓の中に居る、たとへば、鷄子の黄なる、青き内にあるがごとし、其地球此周圍九萬里にして、上下四旁皆人ありて居まり、凡、其地とわらちて、五大州とを名、一句にエウロパ、漢に歐羅巴と譯す、其はトメ漢音のごとくにふびーを、西人聞てこれ支那の音ヨウロウハと云ふ、非也と云ふ、後さま阿蘭陀人に聞ふに、そのふどころも亦然也、むかし俄俗、ヨウロウハと云ふ、漢音の轉ト罷礼二句にアフリカ、漢に利未亞と譯せる、即此三句にアジヤ、漢に亞細亞と譯する、即此四句には、ノラルト、アメリカ、番語ノラルトと云ふは此に南と云ふ漢に南亞墨利加と譯する、即此五句には、ソイテ、アメリカ、ソイテと云ふは、此に北と云ふ漢に北亞墨利加と云ふ、○阿蘭陀鐵板の圖によるに、以上三大州共に一圓の内にありて地上界とす、四句には、ノラルト、アメリカ、上ニ大州共に一圓の内にありて地下界とす、其エウロパ此地方、南はマール、カヌビヨム、漢に翻して、地中海と云ふ北は、グルウンランテヤ、漢譯ハ、阿蘭的亞と云ふ、即チラセヤ、漢に伯爾作密海、兒液徳とも云ふなり、東は、タナイイス、漢に大乃河ホントスエキシノス、漢に黑河、湖と譯す、西は、マール、アフトランテイアム、漢に

て大西洋に至る。○アフリカ地方、南は、カアボテポ子イスフランサ、漢に大

と云ふ北は、マール、ニゲーテラーニウム、すなはち地中海、東ハ、マール、ルーアロ

下に見えたり、漢に翻してマタカスカ、アフリカ東南海中の島也漢譯ハ西は、ラセヤーヌス、

漢に翻してエテワビークス、漢に河相亞羅滄と譯すに至る、たゞ其東北の地、僅に一路あ

りて、アシアの地と相聯まり、○アシア地方は、東ハ、ラセヤーヌス、子ンシ

ス、漢に翻しての諸島に至り、漢に翻してヤアパン、リウキウ、エソ等の國をミオ也、ヤアバ

タナイイス、すなはち大乃河、ホントスエキシノーノス、すなはち黒河的湖、マール、ニゲーテラー

ニウム、すなはち地中海、マール、ルーアロム、すなはち西紅海、マール、ランテードル、漢に翻して

の諸島、スマアタラ、ロソンの國をミオ、スマアタラに至り、北は、タルターリヤ、

マール、タルターリヤは、羅國マールリヤは、此に海とに至る、○ノラルト、アメリ

カの地、四海のためにかこまれて、其西北僅に一路ありて、ソイテ、アメリ

カの地に相聯れり、其東北海を隔て、すなはちアフリカ西南の地方に相當れり、其東北海をマール、テルノルと云ふ、西海をラセヤーヌス、ベルヒヤーヌスと云ふ

○フイテ、アメリカの地、東南の方、一路僅にノアルト、アメリカに通じ、其正南は、マール、ナルヌルに至り、これその南海の名也北は、グルワンランテヤに相聯りて、其西北の地、いづきの所、乃至る事、詳にせず、其西北の方は、すまはち日本野作等に當り其東は、すまえちマール、アフトランテイフムにのりめり、すまはち大西洋

按ずるに、大西洋地球地平等の圖、其由來る所、いまだ詳からず、大明、吳中、明、萬國坤輿圖に題して、歐邏巴國中、鐘有、舊本、蓋其國人、及排郎、撥人、皆好、速游、時、絕域、則相傳、而誌之、積漸、年久、稍得、其形之大全といふ、我今、大西人に遇ひて、歐邏巴鐘板の輿地圖と出して、其説を問ふに、彼其圖と見て、こと七十年前、ヲ、ランテヤ人の鐘し所なり、其精妙いふべからず、今ハ西洋地方にも、得易からざる所也といふ、それヲ、ランテヤといふハ、即今我國に歳々朝貢する阿蘭陀國の事にて、萬國坤輿圖に、鳴蘭地、則蘭地とあるして、西洋布地、二島最妙と注せしもの、即此也、

阿蘭地は亦ふはちヲ、ランド、則蘭地ハ
 ラ、ランドの屬州、セーランド即此、此なり
 一に昔、本國此人マゴフアンス、も何とも天文地理化學に精しく、ま
 舟と操る事と、無善くも、六大船に、衣食器械等此物、ことごとく載せて、
 大洋にうりび、萬國と周流を、其船の風濤此よりに取をしあをば、其人
 物と、各船にわろちのせて、取ましも此とは焚煮つ、かゝるほどに、六
 年と經し後に、餘す所此船、たゞ三隻、本國に歸りぬ、此時に至て、萬國山
 海輿地の説、最詳なる事を得たり、たゞ南方一帶の地と、ツイテ、アメリ
 カの西北の地方は、猶いまだ詳からずといふ、今其ヲ、ランド鏤板の
 圖に據りて、萬國坤輿圖、并に三才圖繪、月令廣義、天經或問、圖書編等よ
 見えし所此圖を見るよ、此等は、皆其大略を去るせいのミ也、亦按する
 に、萬國坤輿圖に、歐邏巴利未亞、亞細亞、南北亞墨利加の外よ、墨瓦刺泥
 加の一州を加へて、六大洲とを、其説に墨瓦蠟泥係排郎機國人、姓名前

六十年始過此峽并至此地故歐邏巴士以其姓名峽名海名地といふ其墨瓦蠟といふハ即是マナフの番音轉じ訛るにて亦繆りてヲ、ランド人ト以テ拂郎機國人トあせし也、さもと阿蘭陀鐘板圖には南方一帶の地は、いまだ詳ならずして其地名とたてしにもあらず、又萬國坤輿圖説に、南北亞墨利加全爲四海所圍南北以微地相聯といふ、今阿蘭陀鐘板圖に據るに、北亞墨利加其西北北地方、いまだ詳あらずとす、強て其説を作るべめらず、

エウロバ諸國諸國、ことごとくある所に地は、老々西人の説にあづかれる事を略記す餘これに倣ふ。

イタアリヤ漢譯の意太里亞、老々太里亞といふエウロバの南地、地中海上よりあり、其國都をロ

ーマンといふ、ラハランドの語に、ロイマといふ、此方教化之主都をる所に、

周圓僅に十八里、居るも北七十萬人に及ぶ、其俗機巧にして、器と制する事、極めて工緻也、其教化之主は専らテウスの教と掌る、軍國此事に至て

ハ各地ドウクスありて、去を掌る。ドウクスは首長也、詳其地中海に、コラア

リウム、ルウアライを生ずといふ。赤珊瑚樹也、其樹心

シシリーヤ漢譯西齊里亞といふ、我俗エウロバ極南地中海北一島也、此島二

山あり、一山ハ常に火と出、一山ハ常に烟を出して、晝夜絶すといふ、

接するに、本朝寛永年間、去々に来る耶蘇教徒に、コンパニヤ、ソッセフ

といひ、ハ、此國此人ありといふ。ソッセフ、彼に正に稱して、字を

ホルトガル漢に譯して、波蘭社尾爾といひ、また波羅多加兒といひ、また播羅都家といひ、

エウロバ西南海上此地にあり、此國番貨を海外諸國に通じて、つゝにア

シア地方、ゴア、マカーラ、マロカ等此地に、其人とわらち置て、互市此事を

掌らしむといふ。ゴアは我俗にゴワといひ、マカーラは我俗にアマカワ

我國に通ぜし事、此國ともて始とを、又天主之法東漸せし事も、此國此通

ぜしによれる也。

國部名リサ
ボン又リス
ボン

按ずるに、ポルトガル人、初に豊後國に來る事は、天文十年七月也、其
後薩摩國に來れるハ、天文十二年八月也、慶長元和之間、歳々に來聘せ
し五和ゴワ天川テンカウ等の人といふハ、五和ハ、ゴア也、天川ハ、アマカワをいふ也皆是此國の人、それら此
所ふありて、海船の事と掌るもの、使也、慶長十八年此冬、番船の耶
蘇之徒を帶來る事と禁ぜられ、これよりさき、慶長十四年、俄國の人アマカワに少
く教さる明年其人こゝに來れるを、寛永十六年に及びて、番船の來る事を止
めらる、同十七年五月、此國の賈舶來る、其人と併せて焚くる、正保四年
六月、此國進貢此船來る、八月これを押還されき、ハ、トメポルトガル人の王
妃ハ、イスパニヤの王の女也、ポルトガル人の王、嗣なむりて死して、其妃父母の國に歸る
其妃はらめる事ありと聞えて、ポルトガル人の臣民、追々めて國に還り、船をゆみて、男
子生れて世をつぎ、壯一歲にして死す、まを嗣なし、先王の弟の、エイヌスの徒とありて、
ローマにありてをむかへて、嗣とす、此人もとより娶らざれば、嗣子もなし、臣民相謀りて、
先王の姪女を嗣とし、イスパニヤの王に請ふて、其國事を治めしむ、その、ち、彼姪女
男子をうむ、其子成人の儀、エイヌスの法に類して、國に當らむ事を、必は、其子もま
た父とひとし、世をのびる、臣民皆勤め進むれども、さかむつゝ、ローマの師徒共に、
す、むるに、アタス、汝の國を以て、汝の先王に所こへ給へり、若しをすて、治めざら

むらあかるべからざとふふこにおおてやむ事を得ざして國に當れり初イスマニヤの王此國を治めよりこに至て六十年ポルトガルの王の位に復しぬこれによりて我國へも先王の好を繼て再び禮聘を發められし今をさる事七十八年前の事也其王の名ドンジョアンツワルとふふ也とふふ其事即是正徳四年六月此國入のこゝに來れるを貞享二年三月此國の賈船來れりまゝをを押還さる此後ハ來る事絶さり

亦接するに彼方天主之教我國に入りし事は此國はじめて通ぜし時にフランシスクスサベイリウス漢に譯して佛來羅古といふ師は其船に駕して豊後國に來るに始るといふ即是天文年間此事也まゝ彼

教漢に入りし事も大明神宗萬曆二十九年は春大西洋利瑪竇が來りしは始ると見えたり其萬曆二十九年ハ本朝慶長六年に當りさらば彼教は漢に入りし事ハ我國に入りしよりハ相後とさる事六十年よおよべり

イスマニヤポ、ランドの語にはイスマンヤとスパンヤとふふポルトガル、フ
漢に譯して伊把你亞と伊把你亞とふふ即此也

ランスヤ等と地と接て其属國十八ありまゝソイテアメリカの地と接
せて新に國を開きノールワイスバニヤと號せ、ノールワは此にハ新也、餘皆
これに倣ふ、戦俗にノルバニス
パンヤとハハニヤとハ其後まゝアシア地方、ロクソンとも併せ得たりといふ、ノールワイ
ロクソンの事スバニヤ
等下に詳なり、

按するに慶長年間此國始めて來聘せ、そのうち呂宋、ロソン新伊斯把、シエイスマ你亞等ニヤの
商舶來る事絶す、これら皆此國人此來る也、番舶來る事を止めらる、

一に及びて來らず、寛永元年の春再び聘と修せ、去れを懸けらる、

カステイリヤカステイラともハ漢に譯して、加西耶といふ、イスバニヤ北東南
にありて、共にこれ與國也といふ、むかへ、我國に開え、カステアンといふ、これ也、

按するに、此國むろより、我に通ぜし事聞えず、但し、我國に始めて天主
教を弘めし、フランススキス、サベイリウスといひしは、此國此人也、
といふ、

ガアリヤ またラテンの語に、フランケレキスとモ、フランケレンギムとモいふ、そのレキス、レンギムといふは、國といふがごとくいふ也、また、イタリヤの語にハ、フランスタとモ、フランケレイキとモいひ、ラ、ランドの語にハ、フランスといふ、漢エツに譯して佛郎察といふ、むかへ俄俗ガリヤンといひは、ガアリの轉訛せし歟、
 ロバ西海北上にありて、イタリーリヤ、イスパニヤ、ヲ、ランアヤ等此地に相接す、まゝソイナ、アメリカ此地を併せ、新に國と開きて、ノーワ、フランスヤと號すといふ、

按ずるに、此國此高船、むろゝはこゝに來れりといふ、其事いまだ詳ならず、或人此説に、大明此書に、佛郎機國と見えしハ、佛郎機とも、ホルトガル也といふ、心得らざる、漢に譯して、波爾杜毛爾波爾杜毛爾、萬國坤輿圖に、波羅多伽兒、武備蒲麗都家蒲麗都家、世法録に、といふがごときは、すなはちホルトガル也、佛郎機は、フランケレイキ、フランケレキス等、と訛譯せしに似たり、を、佛郎機と譯せしハ、ポルトガルを譯して、蒲麗都家といひ、カステイリヤを譯して、加西耶といふがごとく、亦按ずるに、西洋人、大明に通ぜし事は、武宗正徳十二年、佛郎機國此入貢と始と見えたり、其正徳十

國都名ウエ
エンチ

和蘭呼寫
ボウル、

二年は、本朝永正十四年に當りぬれば、番船始て我國に來りし天文十
年よりハ前なる事、廿四年におよべり、

ゼルマアニヤ、ヲ、ランドの語には、ホーゴドイナとモ、ドイチとモ、ハ、漢に入爾馬泥亞とモ、入平馬泥亞とモ譯す、エウロバ地方の
大國にて、國都をば、ピエンナといふ、此方諸國相推して、其君をインペ
ドールと稱す、此をに屬せしホルトス七人あり、インペラドール、ホルトス、等
スとハ、左とヘ、七諸侯などハ、おごりといふ、ヲ、ランド人の説に、其君をバケイアルと稱して、ホルス九人ありといふ、孰是なる事を知らざ、民物富庶
にして、兵馬最強し、えかれども、兵と動るをに、たやすからず、ホルトス一
人も議合ざれば、事決せざるが故也、まゝ國北に近く、地寒くして、塩硝を
産ぜず、常に給る事、ハ、ランド人に取りるといふ、
プランテアルコ、ハ、漢譯、ハ、まを詳ならざ、ゼルマアニヤ北東北、ホタラーニヤ
の西北にあり

ホタラーニヤ、漢に放多里亞、ま光放多撒亞と譯す、ゼルマアニヤ北東、ボローニヤの北にあり、

和蘭呼寫
ボウル、

ボローニヤ漢に譯して、波羅尼亞、セルマアニヤの東にあり、

サクワニーヤ漢に沙瑣泥亞、セルマアニヤに相近しといふ、其ある所

といまだ詳しせず、

モスコビーヤ漢に設厨筒末突と譯す、エウロパ東北の地あり、其地極め

て寒し、冬時氷厚きと、文におよぶ、人馬共に其上と往來すといふ、

スエイチヤスエリアとも、スエツヤともいふ、ヲ、ラントの語には、エウロパ北地に

ありて、ノールウエギヤ北地に相聯る、ノールウエギヤハ、エウロパの極北氷海にのち

る、漢に譯して、薩爾那亞といふ、即此也○西人の説に、スエイチヤの王都、ローマンに來て、天主

を拜せしを見りき、その典從最盛なりといふ、さらば、此國も彼教を尊信する所を見ゆ、

ヲ、ランテヤフ、ハ、ラントともいふ、漢に、噶蘭地と譯す、大明の書に、初蘭、また、紅夷とも

衣を削らざりて、紳者を身に纏ひ、冠を頭に纏ふ、其形、四國に似たり、國に盛るれば、安南多

セルマアニヤの西北にあり、初、セルマアニヤ人、海上の小島に至りて、漁獵し、つわに土地を闢きて、國を建る事七州、イスパニヤに屬し、其後、イスパ

ニヤの横役、奇酷あるに堪ずして、其國と絶り、其國つゝに兵と擧てうり、隣國とのく相援けて、戦ふ事八十餘年、ヲ、ランド、つゝゝイスパニヤの十州を侵し奪ふ、諸國もまゝ兵に疲れて、兩國を和を、ヲ、ランド、其侵せし地を選して平ぐ、其人、水戦を善して、これに敵をるものなし、其陸戦のごときは、水戦よ及ばず、まゝもども、アフリカ、アジア數州の地と侵し取りて、國すでに富み、兵亦強く、今に至ては、エウロバ一方此強國也、其七州といふは、ヲ、アルイフスル、フリイストラント、ヲルラント、セイラント、グルーニンゲ、ゲルトルラント、ウイトラキト、其侵取し海外の地は、カアプトボ子スハイ、ゴドロール、マロカ、バタアピヤ、ノール、ヲ、ランドヤ、セイラン等、これなりといふ、西人の此國の事を説きし所、猶下に見ゆ、但しヲ、ラ心のあるは、こゝには略しぬ、、西人の此國の事、異同あり、此國の事、別にあるせい

按ずるに、此國始々此に通ぜしは、慶長五年の事也、エウロバ地方の國、

原書中
の首に
付紙と
りてあり
しを今書
に記し入
れり

しる、まゝ此時の事也といふ、

按するに、本朝慶長廿五年、此國始てヲ、ランド人と共よ、我國に通ず、

十八年の秋は、はじめて貢物を、明年にまゝ來れり、其後來る事未詳延寶

元年五月、我國漂流の人を送り來る、七月に至て其國よ歸れり、

スコフテヤ、ヲ、ランドの語に、スコットランドスコットランドと云ひ、まゝ、

よあり、アンゲルアと、共に一島の地にわられ、つ、其國アンゲルア北

よあり、

イペリニヤ、ヲ、ランドの語に、イ、ルランイペリニヤと云ひ、

ゲルア、スコフテヤ等の國よ、相近し、

グルワンランテヤ漢譯前に
見えたり、此國の極南は、エウロバの北海よ至り、其北地

は、ツイテアメリカにつらなれり、此方、寒涼極めて甚しく、人物を生せず、

ヲ、ランド人海鯨と逐ふて、此地に就て捕るといふ、ヲ、ランド人の説も、む
かし、本國の人相識して

衣食器機案をふせなすべき物どもを備へて、此地も就てとゞまる、かゝるて明年亦至て、本國の人、まご至て見るに、其人坐するものハ坐ながら死し起つもれハ起るから死して一人も生活するもれなと、其肌肉乾脯れどとるゝて腐爛せだ
其地寒凍れ甚しきかゝれどとるゝ至るといふ

大凡、エウロバ地方の諸國其君を立るに其嗣たるべきもの、すでに定ま

れるハ、論するに及ばず、も一嗣いまだ定まらざるは、臣民、各其嗣とすべ

れもの、名を志るして出を、其志るせし所の數多きものを以て、其君と

を、君其臣は官と命するも、亦これに同じ、臣民薦むるもの多き人と舉用

ふ、君敢てミづから一官を命する事もあさえず、ヲ、ランド人の説に、本國よハ、

の六卿のどとんに、をの、其事を掌する官長を志て、治めむ、國人との官長を撰ぶ事

ハ、此方諸國、君をこつる法のごとく、又ハ、セフお説ふるに、エウロバ地方レチサ、セヌワの

ごときは國に予りて一人を撰びて國事を治めむる事一年毎年に其人を、此方諸國、君

代ふるどいふ也、レチサ、セヌワ等の國ハ、つきの所にありといふ事ハ、不詳

長の位號、數等あり、其上等を、ホンテヘキス、マキスイムスといふ、これ最

第一無上等の義也、ひとりローマン教化之主一人のミ、此號ありといふ、
此方の諸國、天主之教と尊信するが故、此號を以て、其人と推稱すると

校者云披販
ハ被販の誤
ならむ

むかし、俄俗にセスとベヒーこれルテイルスは其法の異端也とベヒラ、ランド人の説
 且、此方各國、冠制異同あり、皆玉を以て飾りたり、あは、國君即位の時に用ふるのよよのつ
 林は皆、披販を以て禮とす、被販のごときは皆本國に相同し、モゴル人とベヒど、本國の
 制に大小異なるにもあらざ、地方、北方近きにて、氣候寒多し、されど土壤肥衍にて、庶物豐
 饒也、ベヒタリヤ、イスパニヤ等の地方、縮に、此方諸國の方言、同じからず、去りれ
 ども、其大約、三例に出ず、一例は、ベヒメレイウス、二例に、ラテン、三例に、キ
 リイキス、まゝへレツキスともいふ、凡、大事を記すも、必ず此等の語を
 用ふ、そのへイペレイウスといふは、ユテヨラの語也、ユテヨラとはラテンの
 語は、エテアとベヒ漢、如、他、亞と譯す、めれ也、これ古の國名、其國、今ハ滅び、
 り、其國人の子孫、諸國ヲ散在して居るものぞ、ヨード人と稱せりと、ラテンと
 いふは、古の國名、今はその地詳ならず、ギリイキス、まゝ去れり、同じ、その
 中、ラテンに至ては、此方語音に相通せずといふ所なり、されば、諸國の人、
 これを學びずといふものならず、又諸國用ゆる所の字、二ツあり、一例
 一、ラテンの字、二例は、イタリヤの字、其ラテンは、漢ハ楷書の跡あるがと
 とく、イタリヤの字は、漢に草書の跡あるに似たり、其字母僅に二十餘字、

一切の音紙貫けり、文省き、義廣くして、其妙天下に遺音あり、其説ハ漢の文
字萬有餘強識
の入ふあよせりては、暗記すべからざる也と云、猶聲ありて、字を記ありは、其法を習
ふの學、カラアマテイカといふハ、梵ハ悉曇あるがごとく、其聲音を習レト
リカといふハ、漢に文章あるがごとし、其語を修りて、言を記
するの學ありといふ也此、餘、天文、地
理、方術、技藝の小しきふ至る迄、悉皆學あらずといふ事おしといふ、
アフリカ諸國、

トルカ、イタリヤの語、トルコといひ、他邦より、
ルコといふ漢譯セリ所、いまだ詳ならざ此國、其地甚廣くして、アフリ
カ、エウロバ、アシアの地方につらなり、國都は、古のコウスタンチイの地、
古の時ローマの君地を避けし所也といふ、コウスタンチイ、まごコンスタンチヤともいふ、
漢譯未詳、アフリカの地、メルバアリアの北、マーレニゲラニウムに近き所あり、ハ
ルバアリアは漢の巴耳巴里亞、まご馬爾馬利加と譯す、其俗、タルターリヤに
近き所あり、ハ
譯す、マーレニゲラニウムハ、即地中海也、其俗、タルターリヤに、近き所あり、ハ
譯す、ひと
しく、勇悍敵をべからず、兵馬の多き事、一日ふりて、二百千と出す、二十萬
をいふ、
日を登るにおよびては、其衆はるべからず、エウロバの地方、その侵凌

萬國全圖 蘇
兒元或此

ふ堪ずして、各國相接てこをふ備ふといふ。

按するに、其説ふ、アフリカの地方、ことごとくこれトルカふ属し、ま

東北は、セルマアニヤに至り、東南ハ、スマアタラに至るといふ、ま

セフが説によるに、此國、ポルトガルふ相隣まるといふ、ま

下人ふ、此國の事を問ふ、其地、東北、タルタリーヤに相隣る、ま

類也といふ、さらば、トルカの地、西北ハ、ポルトガルの地、相接し、東北

ハ、ムスコビーヤの東に至り、ムスコビーヤハ、セルマアニヤの東北にありて最遠トタルタリーヤに相近シ、たゞ其

東南海を越て、スマータラに至るまで、此國ふ属まるといふ事、心得られ

ず、又其大國たる事かくのごとし、萬國坤輿圖等の諸説、此國の事に及

ばず、漢譯ま

大耳瓦、或ハ、トトルカの音轉ト記せる歟、ま

カアプトボ子ス、メイ、イタリヤの語、カアボテボ子イス、フランサとハ、ヒ、ヲ、ラン

按するに、萬國坤輿圖、利未亞州、大耳瓦國ありて、馬爾馬利加の地に近シ、其

テ、其下の字、漢譯セ、所あり、善本を得て考ふべき事なる歟、

イタリヤの語、カアボテボ子イス、フランサとハ、ヒ、ヲ、ラン

未詳其地はすむを漢に大波^此角と云るせし所也、按ずる萬國坤輿圖の仙勞冷祖^此ア
島の地に高ハ布判といふあり、カアアの音轉ト訛りて、仙勞冷祖島の地名とするに似たり、
フリカ極南の地ふあり、虎豹獅子禽獸之類最多、近世ヲ、ランド人、其
地を併得しといふ、^{ヲ、ランド人の説をきくに、此地を併せ得しはあらざ此方海}
船をとむる常所
あるなりといふ、^{船東南洋も船むむ時必は經過の地也、是よりて、其海口ヲ}
マタカスカ^{漢ヲ麻打局夫局と譯し、まご仙勞冷祖島といふ}、アフリカ東南海中の大
島也、

按するは萬國坤輿圖、利未亞の地、七百州ありと注して、此方の名山大
川、其大略と云るは、ローマ人、ヲ、ランド人等此説く所も、此方の土俗
人物等皆詳ならず、おもふは、此方トルカの地ふ係りぬまば、エウロパ
人至るものまくなくして、其事いまだ詳ならぬ歟、たゞそのカアア、マ
タカスカの地、ヲ、ランド人説くところハ、其人禽獸もひとしいといふ、
ヲ、ランド人、マタカスカに至て、其地産をとる、主人畏避けて相近らば、飲食の餘をすつ
るを見るも相ふびさし、またをそりに來るも麻食ふ、その般異ある事、かのごとといふ、

まご群
あらざ

按ずるにはじめ、ポルトガル人、ゴアの地を據りて、つゝるは廣東海港の
地と稱して、其人は、まご置て、海船の事を管せしむ、本朝慶長元和の
間、或ハ西域國總兵巡海務事と稱じ、或ハ西域國奉行天川港知府事と
稱じて、歲々に朝貢せし五和天川の人といひしは、即是ポルトガル人
のこまらの地ありしものども也、五和ハ即ゴア也天川ハ即阿媽港番語マカ
ラと云ふ也廣東の海口にある地名なり
セイランまごセイロンとも、サイロンとも、漢語譯して錫浪島
とも、錫蘭國とも、翠藍嶼とも、群狼ともいふもの、即此也、インデヤ南海の
中にあり、海は近き山麓は、佛足の跡猶存す、或は佛涅槃の地これ也とい
ふ、其俗モゴルも同じくして、其地、真珠、寶石、肉桂、檳榔、椰子等と産すといふ、
按ずるに、此國の南地は、ゴルンボと稱する所あり、其人色黒し、漢とい
ふ所の崑崙奴、或はこれ也、ヲ、ランド人の説ふ、凡そ赤道は近き地の
人、ことごとく皆クロンボよして、其性慧ならずといふ、其クロンボと

いふは、コロンボの音の轉せりて、その人色黒れといふ也。此も、黒色をいふに、近俗、人の色黒きを、クロンボといふ、もどこも番語も出づ、
 スイヤム、ヤム、まはヤムローとも、古の時、暹と、羅斛と、二國あり、大元至正の比、羅斛人、暹と合せて、一國となれり、スイヤム、まはヤムともいふ、すなはち暹の番音也、其地、南方にありて、氣候熱甚しく、たゞ其冬月に至る時、夜稍涼し、其人螺髻裸跣、藤悅と用て腰を束ぬ、其産する所の物は、藥物、皮角の類也といふ、

按するに、本朝慶長年間、其國始て通ず、元和寛永の間、其王去たり、金葉の書を、我俗に、金れといふ、奉て、聘問す、今もあつては、たゞ其高船の來るのみありて、歳々に絶す、慶長之初、我國の人、かゝる少きて、はるゝ其王臣と本れ、其國にありといふ、此、せらお子孫傳令

附

古城、我俗ヤンバと云ふ、番名ハ未詳、東埔寨、我俗カボヤと云ふ、番名未詳、二國、共に暹羅の

東にあり、大泥、我俗タニと云ふ、番名ハ未詳、暹羅の南にあり、本朝慶長の初、どもに我國

は通ず、たゞ古城は、其王の聘せし事聞えず、東埔寨の歲聘は、寛永の初

よおよべり、今はたゞ其商舶の來るのとなり、此等の國ハ、西人ハ未だ經

聞かざり、且ト昔我國に通、セハ所を以テ、こゝに附す、

マロカ、マラカ、またはマテヤと云ふ、漢語ニ加トモ、麻刺加トモ、スイヤム、西南の方、海

よのすめる地はあり、此地もとポルトガル人據る所、今はヲ、ランド人

は屬すといふ、

按ずるに、本朝慶長十七年二月、ヲ、ランド人奉る書、當時カステ

イリア人と、マロカに戰ふ事と載り、さ引ば、此地もとカステイリア

人の據りし所、故、ヲ、ランド人戰逐ふて、つゝのみづらちこゝに據り

しとみえたり、カステイリアは、をなをちカステイラ、ポルトガルの與

とみえたり、カステイリアは、をなをちカステイラ、ポルトガルの與

俗スマアタラも同じ、黄金、檀木、等を産すといふ、

附

マカサアルの東北海中ふ、メンダナヲといふあり、メンダナヲ、漢は若茶關、まごん明大〇と譯す、
此餘、海島猶多し、皆これ西人の説きし所にあらすして、其事詳ならず、
れバ、こゝに去るさす、

ロクソン、ロクソンともいふ漢は呂宋と譯す、賴俗はルスンタイナの Kantan 北南
海あり、タイナハ、支那也、カ其國の南土とバ、マチャといひ、まごマ子ヲとも

いふ、マ子ヲ、賴俗ハマンエイラと、古の時、其主あり、近世以來、イスパニヤ人併せ得
て、其人依りて、國事と治めしむ、其西南の地は、銀と産する山あり、イスパ

ニヤ人、これと採らしむ、タイナ人采り採るもの拾貳萬許、まごヤアバン

ニヤ東南海中に、金銀と産する島あり、ヤアバンニヤハ日本なり、東南またヤア

バンジス、寸なハハ日本人也、此國もあるもの、すてに三千餘人、集り居て、聚落

とをも其人、本國の俗と變ぜず、土人は、双刀と腰より出る時は、槍矢執ら
しむ、其餘も皆一刀と帶ざるはなし、イスパニヤ人おれ彼御するに法あ
りて、兵は國中に出行く事と聽さず、前四年、ヤアパンシス、風に放されて
こゝに至れるもの十二人、イスパニヤ人彼聚落に就て、居らしむ、此國の
北は、すあほちフルモ一サおぞタカサゴの事也即今の臺灣もとヲ、ランド人の據りし
所、今はチイナに屬すといふ、

按、慶長年間、まきりに我國に聘せし呂宋國といふは、みおおれイスパ
ニヤ人のかゝりにありしもの、使也、

ノールワヲ、ランドナヤ、海南にあり、其地極めて潤し、今はヲ、ランド人併
せ得たり、これによりて、ノールワ、ランドナヤと名づくといふ、

此地の事ヲ、ランド人よとひりに、此地ヤカタラより南よさる事四
百里許これ戰國の里數よよりていふ所也、本國の人、はじめてこゝに至る事、得たり、其

土極めて潤し其人禽獸比ごとくにして言語通ぜず地氣甚熱くして
まゝに至れるものども病ひて死して生残るものわづかになりて稀
る事と得たりノワラ、ランナヤと名付し事は其地を併せ得たる
の義にはあらず本國の人新たよるとめ得し所なるが故也といふ此
群ふる事は阿蘭陀の事と
せしものに免ゆれば等す

按するに其人の言に、チイナといふハ、即支那也、タルターリヤといふ
ハ、即韃靼也、ヤアパンニヤといふハ、即日本也、此等地方の事、其經歷せ
し所、係らざれば、其説のまるをべき事もあらず、萬國坤輿圖に據るハ、
韃靼の東方海に至るまでの地を圖して、徇國、室韋、野作等の國、其地ハ
ありと見えたり、阿蘭陀、鏝板の圖ハ據りて、阿蘭陀人の説をまくに、エ
ソ、エソ、漢ノ譯ノ野作といふ、俄國ノ北地、タルターリヤハ相隣たる也、否、いま
國もて蝦夷といふもの即此の北地、タルターリヤハ相隣たる也、否、いま
だ詳ならず、本圖鏝板の圖にハ、エソ、東南海口の地のみを圖して、此海

口に至て、まゝよみふ所のマスに似たる魚、多く食ひし事を注したりといふ、こゝとは即俄國をいふ、マスは似たる魚といふ、こゝにいふ鮭魚の事をいふなるべし、まゝヲ、ランド人に問ふよ、ヲ、ランド地方より此よ來るよは、其北海より去りて西し、アフリカの西と經て、カアブ地方に至て、東に折れ、アシア南海を過て、カカタラに至り、こゝよりまた北して、スマアタラ、ホル子ヲ等の諸島と過て、東北の方、俄國よ至る、其行程とはるるに、凡、一萬二千九百里よ及ぶといふ、これまゝ俄國の里數による也、も、ヲ、ランド地方より、北に去りて、東よ轉じ、北海を經過て東し、北海は、北極をちクルグリーヤ、マーリヤといふ、こゝの緯度線の事をさし、いふ也、南に轉じて、此に來らば、行程をづかに三四千里に過べからず、あよを告しみて、此路にはよらざるやといひしに、其人のいはく、誠に然也、今より三年の前に、アングルア人、エールムタンベイルといふものありて、身ミづから北海と越て、東洋に至りしといふ、我方の人、其事を難じて、天地の北日光到

らず、海常に暗く、潮甚急也、そのいふ所信すべからずといふ、彼人これを憤て、書作りて世に行はんとす、もゝ其書成りて、其言信すべくは、本國の幸、おれに過べからずといひ、此正徳二年壬辰の事也、其後また此事を問ひしに、去年、彼人死して、書もまたいまだ成らざりきといふ、此正徳四年甲午の事也、おれらの説に據るに、萬國坤輿圖に見えし所、盡くに信すべからず、

ノラルト、アメリカ諸國、

ノーフ、イスパニヤ、漢、新伊西把你亞と翻譯す、我國の俗、ノヲバ、イスパニヤ、まはノビスパンヤといひ、此也、ノラルト、アメ

リカ、北南地にあり、こゝを過て南なる時、すあはちツイテアメリカの地也、イスパニヤ人併せ得て、新に國と開きし所也、其海口アカブールコといふ地、番船輻湊、人民富饒之地也といふ、

按ずるに、本朝慶長十五年、此國の船、逆風ふ放さまで、我國に漂來る、其船と修め、整へしめて、還さる、同十七年、比夏、其國入聘して、恩と謝す、此

て荒潤ふして、東南北の方ことごとく皆海に至る、其俗木を棲み、穴に居て、好む人々を食へり、其北海の中、セントヘンセントといふ小島ハ、タンパコト出す所也といふ、セントヘンセント、漢譯未詳、タンパコト、漢に漢記、始漢、漢記、漢記、漢記等の譯あり、亦るにちこき加草也、

按するよ、私府ふエウロバのクフントあり、ヲ、ランド人、此國人と戦ひ、勝ちし事を、まゐるせし見ゆ、其注する所は據るに、エイズスの教、此地方にも行はせし也、クフントは、エウロバの俗名、凡そ事行る時、其事を圖注し、鑿板して、せし行ふもの也、

附

萬國坤輿圖に據るに、南亞墨利加、巴大温バダウの地ハ、長人國也と注せり、ヲ、ランド人ハ、此事を問ふに、むろし、本國の人、此方の南海と過ぎしに、そのバタゴリアスの地に至て、人をして小舟に駕し、水口より沂オカシて、其地を見せしむ、久しくして、歸らず、海岸にのぼりて、はるるに望む、荒潤にして、見る所なく、たゞ沙頭に、大きなる屋の内、火を燒きし跡

ありて、其邊よ人の足跡あるが、よ此つ祇の人の足、二つと合せしと
ふて、兩足相去れる間も、これにかあへり、此故に、此地の人、長大ある事
をば推し知れり、始つかへせし人も、つゝに歸る事を得ず、又此地の人
を見しにもあらずといふ、そのバターナス、すあはち漢に巴大温と
譯せし所也、また萬國坤輿圖に、此方寺露國、産香名巴爾斐摩樹上生す
る初、刀と以て劃之、油出、産尸不敗、といふ、すあはちあれ西洋地方より
出る所バルサモといふもの、此、樹油也、ヲ、ランド人に、此物と産を
地を問ふに、ペールイヒヤノムといふ、漢に寺露と譯せし所にして、巴
爾斐摩、すあはちバルサモ也、

附

當時エウロバ地方、ことごとく、戰國とありし事ハ、初イスパニヤの君、名
はいノセンテウス、ト、デーシムス、嗣とすべた子あり、國人は、セルマア

ニヤの君の第二の子、名は、カアロルス、テルチウス、かあらす其嗣とあ
るべしとおもひさり、これは、セルマアニヤは、此方の大國にして、去りも
其君の子は、イスバニヤ此君の外姪あるが故也、イノセンチウスはイスパニ
スは、こゝに第十二世といふおびと、其國の大祖より十二代にあこまる君なるをかん辨
だるは、此方の俗也、カアロルスは、セルマアニヤの君の子れ名也、テルチウスは、こゝに第二
子といふ
おびと、十年前よおよびて、本朝元祿十三
年庚辰なり、イスバニヤの君、死する時に至て、
其嗣いまだ定まらず、其親戚群臣に遺令して、一封の書とて、とめ、我死せ
ば、此書依捧けて、天主像前よ至て、披らば見よ、我嗣の事ハ、これに在るせ
りといふ、國人其書を捧けて、ローマンに至て、天主の像前よいて披き見
るに、フランスヤの君の孫、名は、ピリイフス、クイントスを以て、嗣とを、べ
しと在るしぬ、クイントスは、こゝに第五子といふおびと
フランスヤの君の嗣子の第五の子也、人皆驚きて、敢て言を發せ
ず、されど、其君の命ぜり所なれば、敢てたがふべからず、フランスヤの君の孫
をむらへて、君として、其冠とわたせ、世を繼いで、位につく時に、先世より相傳へ
所の冠をかうふる事、此方の禮也といふ、セル

マアニヤの君悦びずして、其第二子を納むとす、ローマンのホンテヘキス
 マキスイムス、トデーシムス、ホンテヘキスマキスイムス、あゝに最第一無上
イデーレムス、みれ也、其祖師より第十二世なり、セルマアニヤ、フランスヤ此君ふ説きて、相平がしむ
 るに、セルマアニヤ此君、其言を用ゐず、つゝにレラポルトスをして、水軍
 四萬の將として、レラポルトス其子をイスパニヤに納む、其國のホルトス、
 ことごとく皆兵を發して、其將軍の名其子をイスパニヤに納む、其國のホルトス、
 兵三萬を發し、フランスヤ此君、援兵四萬を發し、すべて水軍七萬、こゝを
 船せぐ、ヲ、ランド人、アングルア人、セルマアニヤをたすけて、兵を發す、
 イスパニヤ、フランスヤ等の與國も、まゝとのく、其兵を發し、相とをけ
 て、或ハ陸に戦ひ、或は水に戦ひて、其戦やますずして、六年の前、セル
 マアニヤの君死す、本朝賢永五年の前、ポルトカルの君も死す、これイスパニ
元年甲申兩軍水陸の兵、戦ひ死するもの、すては十八萬人に餘をり、又ポローニヤ

濠洲肥良的
 亞細亞泥亞的
 校者云此
 最字原書
 フランデ
 アアルコ
 リトアニ
 ヤとの旁
 をみりに
 あな、に

の君死して、フランテアルコ、リトアニヤ、ゼルマアニヤの三國、其國とあ
 らそひ、ポローニヤ此兵戰死せるもの七千人、ゼルマアニヤの兵もま
 戰死するもの二千人、及び此戰の事ハ其說詳ならずリトアニま、ムスコ
 ービヤ、サクソーニヤ、相くみして、スエイチヤと戰ひ、ムスコービヤま
 トルカと戰ふ、凡十年の間諸國ことごとく此本朝寶永四年丁亥の事だれて、此方の人、其生と
 すくせず、我ま、よ來らむとせる始此本朝寶永四年丁亥の事、フランスヤより船カナよう
 らひ、カナアリアにゆりむとせるに、アングルア、ヲ、ランテヤ等の兵馬、
 廿萬、其戰艦百八十隻、テ、ピリタイラにみちく、て、ゆく事を得ず、ゼルマ
 アニヤ人に説きて、むづくにまぬるまで、こゝを過ぬといふ、カナアリアハ海峽の君エウ
ロバの海面にありて、フランスヤに屬す、テ、ピリタイラは、ポルトガル、トルカ等の海門にあり、
續前説ハ、此庚辰より丁亥に至る、凡十年の間の事也、
れより候の事ハ、ヲ、ランド人の説を、こゝにあらしぬ、
 己丑年四月本朝寶永六年、ランド人、フランスヤ、イスパニヤ等、人と戰ひ、一

萬餘人を斬て、フランスヤの地、レイセル、バルゲ、タウル子キの三城と取

る、ヲ、ランド人戦死するものも一萬餘におよべり、庚寅年本朝寶永七年なり四月

ヲ、ランド人、イスパニヤ人と戦ひ、五千人餘を斬て、三千人と虜にす、六

月、ヲ、ランド人、フランスヤに攻入りて、一萬三千人と斬り、四千餘人と

虜掠を、ヲ、ランド人も戦死せるもの一萬千人餘、つねにそのドーワイ、

ベト子、セントマン、モンズ、四城を降しつ、辛卯年本朝正徳元年也七月、ヲ、ラン

ド人、フランスヤに攻入りて、其國都バレイスと去る事四十里、ブヨムの

地を取り、つねにセルマアニヤ人と共に、イスパニヤ人と戦ふ、此年八

月、トルカ、タルタリヤの兵、ムスコロビヤと戦ひて、さきにそのために

侵し奉れ、トルカの地と復フクも、又此年秋、スウイテと、テイヌマルカとの

戦起れり、これは、さきに、兩國地と争ひて、テイヌマルカの戦利なく、こゝ

か、この地をうゝなふ、ヲ、ランド人、テイヌマルカを接来りて、つね

爾加
漢譯那瑪
救者云此
イスマル
カの字、
記あり
を上に

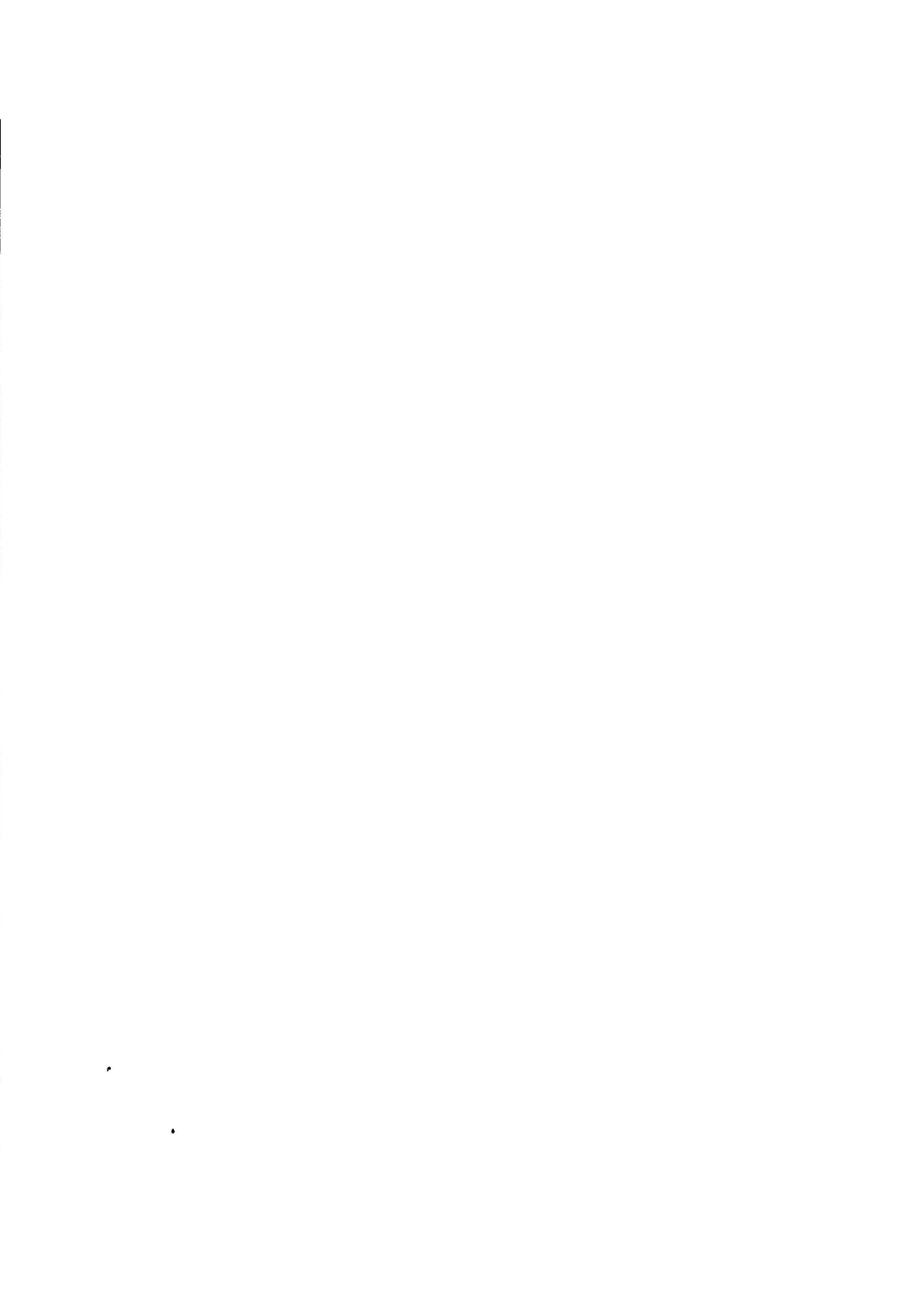
に兩國に説いてたいら^りがまむ、此年、ナイヌマルカそのうい^なひい^地と復すべきため、兵を發す、壬辰年、本朝正徳二年なり此年の春、アンゲルア、ヲ、ランド人、トルコムスコーピヤ^ハに説いて、相とい^らが^いむ、四月、ヲ、ランド人、セルマアニヤ人と共に、イスバニヤ、フランスヤ人と戦ふ、その軍をの^く十萬人、敵^ハ斬る事凡^一萬餘、ヲ、ランド、セルマアニヤ人の戦死するもの、九千五百七十人、との^く軍を引去る、七月、ヲ、ランド人、フランスヤの地、クイノと攻取り、つゐにマルセ子^ハ地に入り、戦ふ、敵よく拒戦ひ、勝ことを得ず、軍を引て還る、かくて、此年以來、セルマアニヤ、フランスヤのうらみによりて、與國との^く其兵につられ、兩國に説きて、相とい^らが^いむとす、兩國言^ハありて、相志^ハが^ハす、癸巳年、本朝正徳三年の事なり九月、兩國つゐる相平ぎをの^く侵せし所の地、虜にせし所の人と還を、
按ずるに、セルマアニヤ、フランスヤの戦始^レし事は、本朝元祿十三年

庚辰に當れり、兵連ある事十四年よりして、事たいらぐ、此年本朝正徳三年癸巳也。

英君

在一字
在中

| |
|-----|
| 140 |
| 2 |
| 175 |

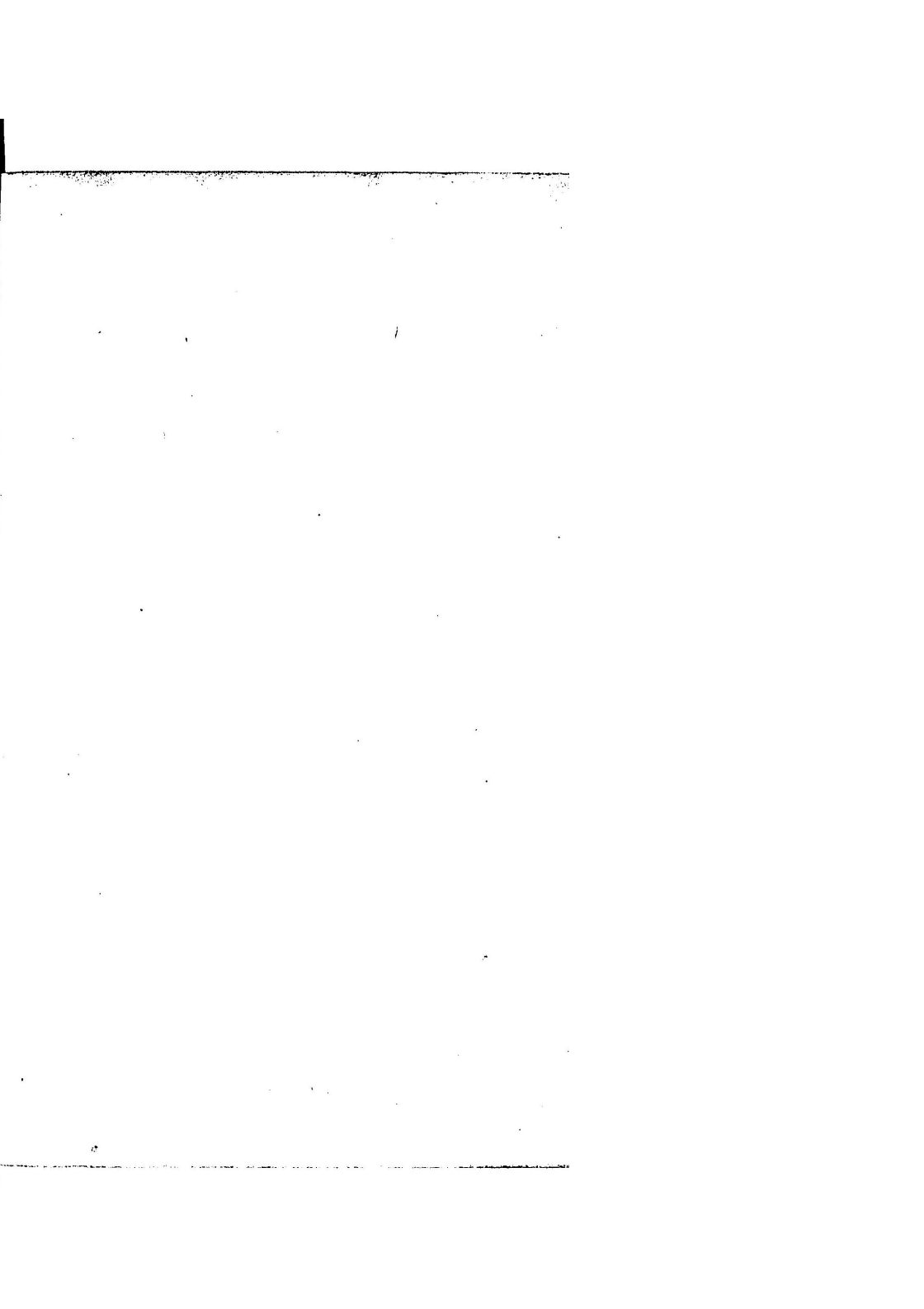


110
2
175

西洋紀聞

| | | | | |
|-----------|------|------|------|-----|
| 東 京 圖 書 館 | | | | 和書門 |
| 二册 | 一七九號 | 一五一架 | 二四九函 | |
| | | | | 地理類 |

地



フヨナ、リウスにあされよりき、サナルドスは彼方教化之主よりして、第四等の使くるものを稱する所なりといふ。初、本師の命とつけて、此土に来るべき事を奉りより

て、此土の風俗と訪ひ、言語を學ぶと三年、またトーマステトルノンといひしもの、これも師命をうけて、ヘフケンにゆくべし、三年の前、二人、この

カレイ一雙づゝふ乗りつれ、ヤ子ヲを燈て、カナアリヤに至り、こゝにてまゝフランスヤの海船一雙づゝふ乗りて、つゝにロクソンに至れ

り、こゝよりして、トーマステトルノンは、ヘフケンにおもひき、我ハ此土におもむく、海上忽に風逆し、浪あらくして、船覆らむとせし事、三たび

及びしものち、はじめに此土に至る事を得しといふ、トーマステトルノンは、同すなはち大清の北京也、ヲ、ランド人、ベツキンと云ふ也、カレイ、小舟を云ふ、ヤ子ヲ、カナアリヤ、共ニ西洋海島の名也。門の人乃名也、ヘフケンは

男子其國命をうけて、萬里の行あり、身と顧らむ事ハ、いふに及ばず、さ

れど、汝の母すてに年老ひて、汝の兄も、まゝ年すてに壯あるべからず、汝

の心におゐて、いかにやおもふと問ふに、まばらく答ふる事もなくて、其色うをへて、身を撫ないでいふ、初、一國の薦舉せんきよによりて、師命しめいとうけいより、いかにもして、其命を此土に達せむ事をおもふの外、まゝ他あく、老母老兄も、まゝ我此行ある事、道のため、國のため、其幸これに過すと、悦びあへり、されど、此體舉たいきよまで、父母兄弟の身をわろゝすと、いふ所あらず、いれて此身のあらむなど、いふでうこれとわをるゝ事あるべきといふ、我國の風俗語言は、いかにある人よ就つて、訪ひ學まなびしよやと問ふに、其懐なごみよせし二小冊子と取出て、こゝら此土の事と記しせし所也、まゝロクツンに至りといまれる時、此國の人よあひて、訪ひ學まなびし事どもありまといふ、其小冊子の名、一冊をバ、ヒイダサントールムといふ、これ我國の事と記せし所也、一冊をバ、チキヨレナアリヨムといふ、これ我國の志とを志るして、彼方の語を以て翻譯せし所也、二冊子共に、長さ五寸許、廣さ四寸許、こゝに、やまとやちとていふものごとくに、して其

厚さの約一寸には餘れり、我國の事を記せしと、ロソンにて、我國の人にありし
いふ物には、餘かきしものを、はきみてありき、
とは、もとより加しこにありし我國人の子孫、もてに多く、まゝ三年前に
我國人の風に放されて、加しこに至りし十四人有しにありて、此土の事
ども、さづねとひしといふ、
其行囊の中に、ある所の黄金三品、彈のごとくあるあり、錠のごとくある
あり、我國元祿年製の錠あり、こ、に、い、ふ、小、粒、判、まゝ我國の新錢のあるあり、此等ハ、
何との方よてもとめ得しところなるにやと問ふに、凡そ露旅の人行資
なくしてかあふまじきは、いふに及ばず、初ローマンを去りし時、スクウ
タアルセンチヤといふ銀ともち出し、カアテイキスといひし所にて、
イスパニヤの銀に換得て、まゝそれと、マルバルに至りし時に、ボンテチ
リといひし所にて、其國の銀に換得たりき、これハ其地方によして、各其
國の寶貨の形製同じからず、其地方は行はるゝ物よあらざれば、用ふべ

からざるが故也、スツクタは其銀の形の名也、アルセンテヤとは銀と云ふ事の番語也、アの南あり、ホンテチリはマルバルの街、カアテイキスはイスマニヤの地名也、マルバルはインテヤの地名也、の街の名人物繁盛の地ありといふ、マルバル、ロクソンに至りて、まゝ黄金を換たり、これ此土よハ黄金と重貨とするが故也、彈のごとく錠のごとくなるもの、すなはち此也、此土の金銀ハ、三年の前に、ロクソンに到りて一人のもちし所を換米する所也といふ、

其法衣の名を問ふに、ルリチヨと答ふ、これを製する所の布ハ、我國の産也、いづれの方にて求得しにやと問ふに、まともマルバルのホンテチリに買得て、ロクソンに至て、法衣とはかゝぬといふ、其法衣、ポルトガルの語、俗其製に倣ひ、雨衣を作れり、令其製を見るに、今俗にマルガツバといふ物のごとくに、てんびかみの所、少く異也、これを身に披きて、前襟にてボタンといふ物をもて、左右を綴す、其こけ長くして地を或くと三四尺に至れり、本師より以下、其等位の高下によりて、其こけの長短あり、本師の着る所ハ、特に長くして地を或く事、数尺、侍者してこれをとらゝめてゆくと云ふ、其同門の人、北京ペキンにおもむれしハ、其國の人、かゝこよゆく事の始にやと問ふに、まあるまハあらず、チイナにも、チイナといふ、初ハ我法を禁ず、前ハ十

年其禁すでに除きて、我法ぬさゝびありこに行はる、それのみならず、今
 の天子我本國に使いて、物と施し入られし、すくあからず、それが中、マル
 カリイタ七の迄あり、其大さ、我方にもいまだ見し事と得ざる所也、其報
 禮には、一度に鉄彈三十を發せるトルメンツムとまいらせざりき、メルカ
リイタ
は貝の珠也その大さ、華のごとくなる物 されば、當時も、本國の人サンヨルギは、
とも也トルメンツムは大砲なりといふ ナンケンに居る事、すでに十年、アバツトコルテルは、
 十年、又スイヤムにて、十八年の前に、我法を禁せし事ありき、今は、
 其禁除きしらば、二年の前に、フランシスタスカしこにゆく、此餘、トン
 キンにあるも、此三人、グチンチイナにあるも、此二人、これらは、其名を忘
 れざりしと云ふ、サンヨルギはアバツトコルテル、フランシスタスカ、皆これ其徒の名ナンケ
東埔華の事、
巧り、漢譯未詳、

むろし、我國に來りて、始て其法と説しものゝ事を問ふ、今を去る事、百二

武佐、もと清和殿に於て

三十年前、彼方の化人に、フランシスクス、サベイリウスといひ、此土に至りて、我法と説く、豊後此屋形は、じめに其教を信受して、つゝるは管下此大名して、はるかに我本國に使せしめ、多く此物と施入せらる、其使、いとけなき子と携來て、我徒となし、歸らむとするに及びて、身死しさり、其使葬りしところは、猶今にローマンにあり、其フランシスクス、サベイリウスハ、カステーリヤの人にして、ポルトガルの君の師たりと、我法の弘通のため、に東し、此土に來る事も、再びに至りて、其西に歸れる時、サンヤンにして終りき、サンヤンは、チイナ、カンタンの南ある海島也といふ、カンタンの廣東也、サンヤンハ、即香山縣也、番語香山の音轉ト訛する也、

按ずるに、フランシスクスは、漢に波羅多伽兒人、佛來釋古者といふもの、即此也、豊後の屋形ハ、大友左衛門督入道宗麟也、其使せしものハ、植田入道玄佐、もとは、美濃國齋藤の族也、天正十二年に、宗麟がために使

家の家を
教巴なり
其子名虎
松と
いふ
三風也
といふ

して、ローマに死き、西人懐にせし冊子に、一道人の瓶を持って、童子の頂に水を灌く所を、繪るまゝに豊後の屋形、其使等の姓名と問ふま、其姓名ハ、つくる圖也といふ、但し豊後の屋形、其使等の姓名と問ふま、其姓名ハ、つたはらすといふ、コンバニヤロセフガ説に、むかし豊後國に、鬼怪ある家あり、ポルトをぬき、にその、ちハ彼怪ヤみぬ、國司此事をき、て、不思議の事に招へり、一年を經て、彼小、フランセスコヤビエル來り、か、國司ヤおて、其法をうけ、ていふ、そのフランセスコヤビエルといふ、ポルトガルの語也、ラタンの語、フランセスクスサペイリクスといふ、此也、シルスは、十字也、又、セフガ説に、此師の、神に通ゼ、事共を、あるせ、い、多し、西人の説也、まこ、これに似たる事共あり、其説、昔、此古の神僧の事など、いひ傳へ、所のごとくに、て、こと、いふ、宿、か、ら、た、れ、こ、に、ある、ま、た、その、中、に、此、師、の、尸、を、茹、飲、め、棺、あり、水晶、を、も、て、作り、か、ば、其、形、あ、ら、は、此、見、ゆ、る、に、各、様、い、ける、人、の、ご、と、い、ふ、此、事、を、も、て、ラ、ラ、ランド、人、に、問、ふ、に、入、才、で、に、死、い、ぬ、其、形、や、ぶ、れ、ど、る、事、を、得、た、も、其、説、の、ご、と、い、ふ、ら、む、に、は、必、是、雜、物、の、ま、か、ら、い、む、る、也、と、い、ふ、其、言、誠、に、然、也、萬、國、神、典、圖、を、按、ず、る、に、禹、刺、比、亞、の、地、に、一、藥、名、巴、爾、刺、を、産、す、聖、尸、不、敗、ま、こ、字、露、の、地、巴、爾、漆、麻、樹、を、産、す、其、油、聖、尸、不、敗、と、い、ふ、は、ら、ば、彼、方、古、より、尸、に、燈、り、て、敗、れ、ざ、ら、い、む、る、の、物、あ、り、ま、こ、大、西、人、に、エ、テ、ロ、バ、地、方、幻、術、あ、り、て、種、々、其、神、怪、を、示、す、事、あり、と、い、ふ、其、事、あり、ま、こ、古、の、化、人、種、々、神通、を、現、ゼ、一、事、も、す、ま、か、ら、ぬ、ま、こ、符、咒、等、の、法、あり、て、其、効、驗、ある、事、の、つ、ね、也、俄、こ、に、來、ら、む、と、い、ふ、に、其、術、あ、り、ア、リ、ヤ、に、至、り、時、其、所、鬼、怪、の、事、あり、て、俄、に、捕、ふ、俄、亦、な、は、ち、符、を、巧、ま、へ、て、ち、所、に、こ、れ、を、と、め、ぬ、即、今、も、こ、れ、ら、の、事、あ、ら、む、に、い、其、事、を、飲、ら、れ、ば、俄、吉、の、証、さ、る、事、に、あ、り、給、

ふべしといふ、また此事をモラ、ランド人に問ひしに、エウロパ地方、彼、教ヲ傳信する所
に、かならざ、木を以てクルス作りて、閣門にまつ、またクルスを小しと作りて、各家の上
にまつ、まごアンニエスといひて、白蠟にて、羊子の類のもの、右の手に、クルスかき、左
もちゝを造りて、常に身に志をたへ、また凡そ入に遇ふに、右手の大指を以て、クルスを、已
ぬ額と唇と胸とにある所、これ天雷鬼神諸の災難をまぬぬるべきの法也といふ、其説の
ごとくに、テクスス、萬物をつくりて、人を利生せんには、これら攘災の法を、人にをへ
んより、其天雷鬼神等を造り出さしむるは、まごからまごそのカナアリの事
に、萬中の人、ことごとく、鬼物也、こまごフランシヤに、て咒惡のもの、死刑に至らぬを
流し、罵る所なるお故也、ヨハンも、鬼を役するの術あらむに、まごから獄中に苦
む事をまぬぬる、には、まごべからぞやといひて、わらひをりき、いかに、よりキリス
ヤンの徒、其法を説くもの、鬼物の事を、天狗といふ、西人の語也、ま
を志かり、これ教俗のことばによりて、其説をなす事と聞えり、

大明の萬曆年間、始て天主の教を傳ひ、大西洋の人、利瑪竇が事を問ひ

し、答ふる所なり、ふさ、びとふに、我いまだ其事を詳にせずといふ、

接するに、フランシスクスサベイリウスがごとき、いよいよへより此

あさ、まゝに至る大西の人、其事を説ざるもの、あらず、彼利子がこ

とときも、明季諸儒の言に據るに、凡、大西の人、ありて、其人と知らずと

いふもの、なるべし、まゝなるに、いまだ其事におよびしもの、あらず、

實のたしめ
 なる事は
 くに刊行せ
 べきに刊行せ
 のの衆賢言
 合に辨せり見
 合可べり見

心得らざる、後に新刻大藏の闕邪集を見るに、利子ハ香山巖ヒンシヤンノ近き小
 國、生をいと見えて、其事跡もまゝ詳也、まゝラ、ランド人の説を聞
 くに、エイズスの徒、諸國よゆきて、其効敏のもれを見ては、多方にして
 其國にひきぬ来りて、これを教育し、學既に通じぬまは、をのく、その
 本國ふ教じ還して、其法を説うしむ、ふを其説の俚耳よ入やまらむ
 事をはるるが故也といふ、我國のむらゝ、其教の師たるものも、半は彼
 國の學に就きし輩也き、さらば、利子がごときも、香山よ近き國に生れ
 て、其人頼悟、西ふ去りて、彼學よ就き、つるよ中土ふ入て、始よ其教と倡
 ふ、縉紳書生、そのために惑されて、大西の人、此方の聲音よ通じ、よく三
 教の書と讀み、其説吾儒と合ふ所ありとを、かれもと東土の人ふ係り
 ぬれば、大西の人、みな其人とまらざりしも、また怪しむよたらす、
 彼方戰國の事を聞て、其兵いづれも最強きと問ふよ、陸戦はトルカに敵

るものならず、水戦は古よは、フランスヤの兵を稱す、其後は、アングル
アに敵るものならず、今に至ては、ヲ、ランデヤを其最とす、アングル
アもまたおれに次ぐ、其戦船高く大きな事、山嶽のごとくにして、其船
旁に窓と設くる事三層にして、毎層に八九あり、各窓大砲と架して、敵船
の大小高下遠近に隨ひ、其砲を發せ、其速きに及び、堅きと破る事、ヲ、ラ
ンデヤの制よまぐものならず、我むかゝフランスヤにゆきて、近海の所
民物豊富の地を見たりき、まゝに來らむとして、其所をすぎしに、まどぐ
く皆赤地となりて、生草とだよも見ず、其事と問ふに、ヲ、ランド人の大
砲のさめに陥りて、方數里の地、怒よかくなりしといひしといふ、

ヲ、ランド人は、其大砲の制と問ふに、スランガといふは、鉄彈の重き
八斤、カノンといふは、鉄彈重き四十斤、半里の外に至る、戦國の里數を
もてはかる也其
さけ短うけをば、速きに及ばず、ボンといふは、鉄彈の圓と、合抱、其中と

塵にして、火藥を賣て、空にむらひて發り、地は墜る時、彈、碎けて火發し、土に入る事五六尺許、方里許ハ、ことごとくに灰塵とある、此器最速きにおよぶといふ、

彼方、火器の始とふに、ユテヨラのクトツバルカインの人、始め作まり、其地、ダマスクスといふ所に相近し、スコルベイウムの始は、今とさる事すでに二千餘年也といふ、ユテヨラ、まごユテヨラといふがごとし、漢に如德亞と譯せし即此也、トツバルカイン、ダマスクス、皆地名、漢譯不詳、スコルベイウムは、こゝにいふ銃なり、

ヲ、ランド人は、銃砲等の始をとふに、其始をば、志らすといふ、

イスパニヤ、フランスヤ此ごとき、海外の國と併せ得て、國と闘きし事を問ふに、たとへば、ローワイイスパニヤ此ごときは、初其國と治むるものもなく、其人こゝかしこむらがり、聚りて相争ひ、弱きは、強きが肉とありて、人の屍と相食ふに至れり、イスパニヤ人、風のさめに放されて、こゝに至

りて、其衣食の業とを一へ、資財の用を通じて、みちびくにテウスの教と
以てす、此方の人、始て其生養の道を得て、相悦び服し、つゝに其地を納れ
て、本國の君の治めむ事を望請ひぬ、ロクソフン此ごときも、俗皆裸躰に
て、且づくに樹皮を以て、前後を遮る、其人まゝ禽獸に相遠くらず、イスバ
ニヤ人、こゝに至るに及びて、其生養の道を得るのまにあらす、我教ある
事をも去りぬ、國人舉りて、本國に内属せむ事と望請ふ、或人諫て、相去る
事萬里にして、彼國を治めむ事、我財用もまゝ給ぐべからず、棄てむにハ
去りじといふ、本國の君、海外の人をして、いきてその生と安くし、死して
其苦とまぬられしめんには、我テウスの恩に報ふる所をくなからじと
いひて、つゝに其請ふ所とゆるされき、此餘、ゴア、アマカワのごときは、其
地を借て、海船互市の事に便する所也、すべて其國と侵し奪ひしなどい
ふ事にはあらすといふ、ノール、イスバニヤ、ロクソフン、皆國名、ゴアは、インデヤ
の地、アマカワは、河橋、廣東にあり、昔前に詳也

我國東に僻りて最小き也、まゝ我に大禁ある事をば、凡そエウロパ地方の人にありて、去とくく去れる所也、今は何のもともありて、此所は来りぬらむ、心得られずとふよ、まづ此國の東は僻りて、かつ小き也とのまふ事去らるべからず、凡其國と論ぜむは、其地の小大、其方の近遠を以てする事、あるべからず、萬國の中、其土壤廣く大なるは、タルターリヤ、トルカふ去くものおし、されど其人のごとき、禽獸にだよも去らざるべし、エウロパ諸國の人のごときも、もて我教化よるにあらざらむは、またタルターリヤ、トルカふ異なるべからず、我ローマンのごときは、方僅は十八里はハすきず、されど、我道のある所なれば、西南諸國並び敬はずといふ所おし、これを頭の小きあるが、四躰の上にあるに、さといふべし、まゝ試に物と観るに、其始皆善からずといふ事を、天地の氣、歳日の運、萬物の生、まゝく皆東方より始らずといふ事なく、萬

國の中、東方は國せしもの、此土の外は、黒子黒子ばかりの地もあらず、さらば、此土の萬國は、あえすやれし、我まは多言と費やすにおよぶべからず、次は、我法今ハ此土に行はまざる事、速く前代の事を論ずるにもおよぶべからず、その後にせし小冊子に、宣臣大問の事をえりて、テイランに、我法我法の人の人を稱稱を禁ぜらるし、由みえしと、テイランとは、番語に、多々人を教せる黒黒と、今代に至て、我法を禁ぜられしは、初テ、ランド人、我教を以て、世を亂り國を奪ふの事也と、告申せしよれる也、此事、某深く辨するよも、およぶべからず、我ローマンの國ひらけしより、凡、一千三百八十餘年、寸土尺地といふとも、人の國を奪ひし事あるや否は、テ、ランド人は尋問れんは、其事必ず明らるに候はん歟、彼テ、ランド此ルテイラスのごときは、ルナイルスとは、ランド人、尊信する所の祖の名、奪ひし事、世々に絶すして、今その併せ得る所は、前に申せし事のごとし、さらば人の國と誤るもの、其教よはよるべからず、たゞその人によれる

也、まゝイスペインヤ、フランスヤのごとき、海外の地を併せし、前ふ申せし事のごとく、それらの國ハ、其君といふものとあく、其民^紳する所なり。まゝいふよれる所也、もし此國のごとくならむハ、其民^紳なるを苦しみて、其君を萬里の外よはとむべき、我今あゝに來れるは、此^究を雪らむて、國禁を聞かれん事、チイナ、スイヤムのごとくからん事を、望請ひ申さむがため也といふ。

按ずるに、凡、國を論ずるに、其土の小大、其方の近遠によらずといふは、達論^ハ似たり、又國を誤るもの、其教よらず、其人によるといふも、其言まゝ理あるよ似たり、されどまゝ其教とをる所は、天主と以て、天と生じ、地を生じ、萬物と生ずる所の、大君、大父とを、我に父ありて愛せず、我ふ君ありて敬せず、猶これを不孝、不忠とす、いそんやその大君、大父につらふる事、其愛敬を盡さずといふ事なかるべしといふ禮^ハ、天子

は、上帝小事ふるの禮ありて、諸侯より以下、敢て天を祀る事ならず、て
れ尊卑の分位、みだるべからざる所あるが故也、去れども、臣は君を
以て天とし、子ハ父と以て天とし、妻ハ夫と以て天とに、されば、君につ
うへて忠なるも、て天につうふる所也、父につかへて孝あるも、て天よ
つうふる所也、夫につうへて義なるも、て天につうふる所也、三綱の常
と除くの外、まゝ天につるふるの道はあらず、もし我君の外につうふ
べき所の大君あり、我父の外につるふるべきの大父ありて、其尊きこと、
我君父のおよぶところにあらずとせば、家におゐての二尊、國におゐ
ての二君ありといふのミにはあらず、君をおみし、父をなみす、これよ
り大きあるものなるべし、たとひ其教とする所、父とをなみし、君とな
みするの事に至らずとも、其流弊の甚しき、必らず其君と弑し、其父を

弑すること多し、自ら見らるる所あり、

我國、ひとり東よあるのミからず、チイナもまさ東にありて、其文物、齊教、古より稱じて中土とを、其國まといふに、と問ふ、されば此土の人のごとたハ、たとへバ圓（丸）ある物と見るがごとく、チイナの人ハ、方（角）なる物と見るに似たり、まさ此土の人温にして和なる事、かくのごとしといひて、ミづから手ともて其衣を把り、又手を以て其榻を撫（な）て、チイナ人の固（か）くして遊（あ）まる、去れに似たり、近きを賤（いや）しめて、遠きとよつとぶべからずといふ、按ずるに、方圓の說、其試る所あるに似たり、漢人のごときハ、其所謂堯舜以乘聖々相傳ふる道ありて、異端の言に至てハ、老佛の微言も、おぼ行はれ難き所あり、我國のごときハ、古より此の佛氏の學盛にしく、宗教さて、派とミウち、其徒とのく、我教と倡（た）ひ、天下の人、彼に歸せざれば、これに入り、ミづから異教と見え、怪しむ事と去らず、うを轉じてこれに移すに、其說行をれやすき事、漢人の正と守て、動（う）がさき

がごとくにあらざれば也、

其こゝに來らむ始、本師命せし所、まゝ被告訴ふる事ども、其大要いかに
と問ふ、昔フランシクス、サベイリウス、始て此土に來りて、我法をレに
行えれし事七十餘年、タイカフサメの時に至り、始て我徒を黜シけ逐スえり、
タイカフサメは、こゝにレハ西の大國也、其事ハ秀吉九州を征
されし時に、長崎に在せしバアテレを逐出されし事をレハなかり、
の師徒、因縁をまねり、ものなく、つゝにエウロバ諸國の人、此レハ通ず
る事を得ざるレ至れり、先師ホンテヘキス、マキスイムス、イノセンチウ
ス、ウンテイシムス、ホンテヘキスマキスイムスハ、こゝに最第一無上等とレハふおじ
イシムスハ、こゝに十一世とレハふおじとレハ其第一祖より十一世にあつ、
此事を深く歎
きし、かど其志むなしくして、十年前レ終れり、今のホンテヘキスマキス
イムス、キレイメンズ、ツラテイシムス、キレイメンズハ、名也、ツラテイシムスと
テイシハ、十也、ムスハ、世
とレハふおじとレハふ、
前志を繼きて、此事と議せしむるレハ、衆議決せずして、

れんにハ、何の幸々おれにすべべき、其二つには、此土の法例によられて、いかある極刑ふ處せられんにと、もとより法のため、師のため、身とかへり見る所あり、さりながら、人の國とウかゞふ間諜のごとく、御沙汰ありむには、遺憾なきふあらず、それも本師の命ぜりに、國に入ては、國にまたがふべし、いうにも、其法に違ふ所あるべうらずと候ひ、うば、骨内形骸のごとき、いにもかくにも、國法にまかせむ事、いふにおよばず、其三、いふは、すみやかに本國に押還されん事、師命とも違へ得ず、我志ともあり得ず、萬里の行とむなしくして、一世の職と貽さむ事、何の恥辱うこれにすべべき、されど我法いまだ東漸すべからざる時の不幸にあひし事、これ又難とら答むべき、これらの外、申すべき事もあらずといふ、

初、我國に至りし時、長崎にゆきむ事とねがはず、直ナホにこゝに來らむと望む、其故ととふ、我萬里にして、此行ある事ハ、我國命と上達すべきため也、

此故に直にこゝに來らむ事と望請ふ、いはんや長崎のごときハ、ヲ、フ
ンド人のある所、我まごかゝりにゆうむ事を祓がをすといふ、聞くがご
ときハ、其國の使命をうけゝ來たる也、凡は隣國の使人といへども、必ず
其信シと伸シる所あり、我國もとより汝の國と舊好あるにあらすも、其信シ
とすべき物なうらむには、何と以てり其使たる事を信すべき、いはんや、
汝のまゝに來る、我國の服を服し、我國の言と誦す、これ我西鄙の人をま
どはるに、我國の人とあり、ひそかに其法を説トむと見るにあり、其針窮キウ
ぬれば、初て其國の使と稱す、其跡につきて見る時は、そのいふ所信すべ
からずと問ふ、此國にして我法を禁ぜらるより、凡、我方の人長崎に來
たる、或は殺され、或ハ押還され、いまだ一人の國命を達せしものあらす、
これ我孤身にして、西鄙の地に至りといまれる所也、此國之服と服せし
等の事に至てハ、長崎におゐて申を所、すでに訖シるぬ、又本國の議ハ、前に

申せし所のごとく、告訴ふる所も一恩裁の御事あらんに、かきかねて信
使と奉て、其恩と謝し申して、我法と此土に行えんといふにあり、國ふ入
て、まづ其禁をとふの禮いづき此國にうなからざらむ、いはむや、國禁
は除くるべき事と望請ふ使として、い々むろ其國に入り、初に、禁と犯
し、罪をかさね、みづくら國命と辱しむる等の事となすべきや、其義自ら
明らうにこそ候べけれといふ、

天主の教、我いまだ聞、所あらず、其大略と聞うむと問ふ、大凡、物自ら成る
事、あたはず、必おれと造るものを待得て成る、今試に一堂の制と見るに、
其制自ら成る事あらず、必工匠と待えて成る、一家の政を見るに、其政自
ら治るにあらず、必君長と待えて治る、天地萬物、おれに主宰たるものあ
らずして、成る事あらず、其主宰名づけて、デウスといふ、デウス漢に
天主と譯す、デウス
初に天地萬物と造らむとするに當りて、まづ善人と住しめむために、諸

天の上にハライツを作り、ハライツとは漢に譯して天堂といふ、佛氏にてゆる極樂世界のごとし、無量無數のアンセルスと作る、アンセルスは佛氏にてゆる光音天人の類、ポルトガルの語にアンセルといふなり、其後に、大地世界を作りて、
タマセイナと取て、タマセイナ此に清淨王といふお如し、男を作りて、アダンのいひ、其右脇の一骨を取て、女を作りて、エワといふ、をなはちこれ人の始也、彼男女とて夫婦とあり、ナリアリの地に居らしめ、ナリアリ、こゝに安樂國王といふおごとし、其餘の地をば鳥獸のある所とす、凡人物のアニマに、三の品あり、アニマ、魂なり、草木のごときは、生キのミ、榮枯のみ所禽獸のごときは、動ウのミ、飛走のみ所此二種の物は形すてに滅びぬれば、アニマもまた滅びぬ、去れを始あり、終ありとを、人のごときハ最靈にして、其アニマ天地と共に滅びず、人の靈魂ありて、草木鳥獸に異也といふ、去れと始あり、終ありとを、これによりて、テウス、アダンのエワに戒むるに、つゝ、いまマサンを食ふことありらむ、もしそのこれと食をむには、禽獸の中に墮して、長くその苦とまぬかるゝ事なからむがため也、マサンは、果の名也といふ、佛

氏ウはゆる地餅チの類歟其苦クとまマに、ルウチヘルといひーアンセルス自ら其
は生老病死等の苦也といふ。
智あるにほこりて、稱ホじて、テウスといひ、まマこれと信ぜーアンセルス
すくあらし、テウスこれをにくみて、インベルノと作りて、それにくみ
せー輩と共に、ことごとく皆下界に追下して、インベルノに居ちルウチむヘルは、
アンセルスの名也、インベルノ、ルウチヘルその輩とのみインベルノに苦ク一
は、こコに火坑地獄とすといふ、
まむ事と恨て、テリアリに飛行き、まづエワをまマめ、マサンを食ハク一
む、アタンまマエワがまマめによりにこれとくらぬ、かくてアタンとエ
ワと、共に天戒と破りて、テリアリを逐ツまてげまマバ、其子孫人間に降りて、
其苦をまぬられず、こコにおゐてアタン、エワ、コンチリサンの心と發ハ一
て、コンチリサンとハ、ふかく其罪を謝シま、テウス其罪の大オまにして、自らウ贖トク一
ふ事のあアふまマじき返あはれみて、自ら人の身と生ナまて、二人に代カて、
其罪を贖トクはむ事と誓約チカを、二人ハ、つゝに九百三十歳の壽をたもち、終

りてハライツに至りたり、アダンをさる事二千餘年にして、今をさる事、四千年の前なり

とノエといふもの、其男子三人あり、父母子婦すべし八人のみ、テウス

の教とうけ去たがふ、世の人これを信ぜず、テウス降りて、ノエに教て、船

作らしむ、百廿年にして、船成まり、テウスまた降りて、彼等ヲ教て、穀蔬雞

豚此類迄、ことごとく共に船に載しむ、すてに大雨降る事四十日、大水、山

とが崩て、大地此人物、ことごとく溺れ没き、ノエが父子夫婦此ミ死とま

ぬる、其船猶今アルメニヤ此山此巔に現存し、また其水ハ漂來る螺殼カタガシ

此類、エウロバ地方、所在此山岳此上にあるも此、猶あり、ノエを去る事、一

千餘年にして、今をさる事、三千餘年前なりといふ也、テウス、エテヨラ此スイナイに降て、モイ

セスといふも此に、マンダメンドを授て、世此人にをしむ、此テヨラは、國の名前に

注す、スイナイは、山の名、モイセスハ、人の名、マンダメンドハ、佛氏ハ、はゆる戒也、千餘ありといふ也、エチツゴト此君、其教を信ぜず、つ

ぬふモイセスを殺さむとす、エチツゴトは、國の名、ヲ、ランドの語には、これハ隨

エマツアトといふ、漢に譯せし所詳ならん

ひて、國を避しも此數萬人、其君自ら兵をひきゐて、マールプロムに逐至る、海中忽ち潮をりれ路ありて此がれざる、潮また忽に湧きて、逐ふるも此皆溺れ死も、マールプロムは、マールは海也、プロムは、まろアルウトと云ふ此に云ふ血也、人死して其海ことく血となせると也、漢に西紅海と翻するもの、即此也、モイセスをさる事、凡一千八百年、命をさる事一千七百餘年也と云ふ、ユテヨラ此國、ナザレフム、サントス、マリヤといふ聖女あり、ヘーテレアム此君、デアヒツトの後也、ナザレツ地名也、漢譯未詳、サントスとハ、尊稱也と云ふ、此に彼云べし、マリヤは漢に瑪利亞と譯すと云ふ、ヘーテレアムは地名也、デアヒツトは其君の名、漢譯どもに未詳、十六歳の時夢にアンゼルス降きて、テウスの命を告て、テウス其子とあり、名とエイズス、キリストスといふべし、まろサントスヨセフにて、これが父とし、ベイテレウシヤは産めて、エチツプトより、むろへかへるべし、といふ事を見る、アンゼルス、前に見れり、エイズス、キリストス、漢に耶穌と譯す、我の名也、ベイテレウシヤは、俗にセスと云ふ、ハ、漢譯の音轉ト訛れるなり、サントスヨセフ、入り漢譯未詳、エチツプト前に見ゆ、まろにおゐて、ヨセフをともなひ、ナザレフと云り、ベイテレウシヤの驛に至りて、つねは男女の道ふあづからずして、男

子、其厥中、産む、夢見、所によりて、エイズスキリストスと名づく、
エイズス生れは、延歳乙丑の年を去る事、一千七百九年前の十二月廿五日の夜半也と
いふ、さらば本朝人皇第十代崇神天皇三十年辛酉の歲にて、漢平帝元始元年にあはれり
アラビアタルソ、サバ、三國の君、エイズスが生れ、夜に當て、客星現れ、
を觀て、聖人ありて生れ、事と去りて、をの、國を出て、其所をもとむ、
アラビアは、今アラビアの地方にあり、タルソ、三國の君、同じま、所よゆま、あひて、共よ
サバ、共にある所を、あらば、漢譯共に未詳、
エテヨラ、此君エローテスに見えて、此事を問ふ、エローテス其事を去ら
ず、其人ともとめ得ば、必我がさめよ、告知らむべしと、約を、こゝ、張さりて、
行程十三日、ベイテレエンよ至るに、彼星か、こ、此上よあされり、つゝ、
其驛にして、エイズスを拜する事を得ぬ、アンゼルスありて降りて、三國、
君を戒むるに、エイズスの事をもて、エテヨラの君に告る事あるべから
ずといふ、これ彼こゝろよいむ事あるによれる也、マリヤつゝ、あよこゝ、を
さりて、エテフアトにゆく、エテヨラの君、三國の君、此其事を報せざるを

あきし、明年、國中の幼児、生えて二歳あるもの、數萬を索て、ベイテレエ
ンに殺せ、七年にして後其君死む、アンセルスまゝ降りて、マリヤも告て、
ナザレフに歸らしむ、エイヌス生れて、瑞應多く、幼よして、みづから天主
の子と稱じ、十二歳よして、始てエルサレムに説法する事三年、其教と
うけしもの、五千人エルサレムはユダヤの地名也といふ漢譯未詳、ユダヤヨラ比君セイザル、これと
にくみく、其罪と断りて、カルワリーエよおゐて、磔シロツに殺せ、カルワリーエは、
の語にはカルワリヨといふといふ、共に漢譯未詳、番語磔をクルスにわけしといふ、シラス
は漢に翻して十字架といふもの也、まゝ黄金を以て、其像を造りしを、イマセンといふ所り、
これエイヌスとらはれゆゑ、時に、まろびを、女人の腕中にて、其面を試みしに、其面の形、腕中
にうつりに、始れりといふ、又エイヌスが像を見しに、銅像の十字架上に磔殺せられし呼せ、
死して後、三日よして蘇生し、其母マリヤよみえて、弟子のまゝに法と説
く事、まゝ四十日、終に上天し、これテウス、初の誓約のごとく、人と生れ
て、アダン、エワ、がめまに、其罪を贖ふ所也、いく程なくして、ユダヤヨラ比
君、其敵アルテウスのまゝに滅び、國中の人民、城郭、ことごとく火のまゝに

やられて、すあはち今トルカの地ふ、其荒墟のミ遣れるあり、カルテウスは、或ハ地名或ハ人名詳ならず、エイズス上天の時、其年三十三、其母マリヤは六十三歳よいて上天せり、此徒の念珠コンダツといふ珠の數三十三なるはエイズスが年の數に取リ六十三なるはマリヤが年の數に取る所なりといふ、エイズスが弟子七十二人、その中十二の上足あり、サントスベートルス、サントスパウルス二人、十二人の中ふりといふ、エルーザレンをさりて、イタリヤ此地、ローマンふ来れり、これらもまさ其君セーザル、アウグストスがために殺さる、其後三百廿餘年にして、ローマンの君コースタンチイノス、癩疾を患ふ、衆醫みお多くの小兒を殺して、其血に浴せむ事を請ふ、其君、身の疾のため、人を殺すに忍びずといひて、其言を用給す、此夜二神人を夢見し、シルエスタルといふ師、フラフテにあり、かれに就てまみえば、汝の疾癒べいと告ぐ、其君ミづゐら其人を求るふ、夢に見し所の二神人の像、彼師の所にあり、これすなはちベートロス、パウルス也、初ベートロス、ローマ

ンのために去るさましより此ら其法をうけつぎもの三十二世、こ
 とく皆國録をまぬかれず、三十四世にして、シルエスナルに至る、其
 君の請ふによりて、聖水をもて其頂に灌ぐに、其疾さち所に癒ぬ、其徒受戒の時必ら
を投水の熱軌あり、これイニスス殺されし時の血をもて一切の罪惡を赦除するの儀也といふ、
こゝに其事佛氏灌頂の法に相同トキ、或ツラツテといふに、レルエスナル隨礼居し山の名といふ、
 其君大きに悦びて、やがて其居を遷けて、ミブウら嶽となりて、十二ファンタメ
 ントをすへて、サントス、ベートルス、エフケレイヤと建つ、ファンタメントはこゝにいふ
礎也、サントスベートルスエツケレイヤといふは、こゝに精舎礼名所なる所也といふ、
ンブルスといふは、こゝに寺といふ所也といふ、イタリヤ言語には、カイルヤといふ也といふ、
 まさローマン、レチイリヤ、アボリス、ナルビイナ、ボノーニヤ、ベラアラ、ス
 タアトスホンテヒイチウス等の地を施入し、七つの地名、國と去る事、數百
漢譯未詳里よいて、コースタンチイの地に移り居れり、今トルカの國都也、これより此
ふまに其地あり、かゝエウロバ地方の國君宰臣を始て、人非人等よ至るまで、悉皆此法と
 尊信せずといふものなく、凡、ローマンの地、四面皆石を疊みて基となり、

其國十八里、そのエフクレイヤ始て建より、此地いまだ火災ある事あ

く、世々に金銀珠玉ともく莊嚴せし事、天下の寺觀比をべき所にあら、す

して、去々に聚り居るもの凡七十餘萬人、其地、八の山ありといふ、ヲ、ランド

その地帯除ふして、七山秀起て樓閣殿堂、金碧相映、いふにかりなき壯觀也、其徒をばじ

除く外は多きは工匠其巧妙天下双あり諸國の工、まこ來り學ぶもの多といふ、

め、シルエス、此地を開きより、今のクレイメンスに至るまで、二百

四十餘世、凡一千三百八十餘年、其教化之主、相繼でこれを稱じて、バアバ

といひ、またこれとホンテヘキスマキスイムスといふ、ヲ、ランド人、その

バアバの轉語ある故、按ずる今の本主は、レルエス、テルより二百四十餘世といひ、又十

二世ともいふ、これホンテヘキスマキスイムスの號ありてよりは、十二世なるの其教、

其徒をのく位號あり、其上等は、スムテホンテヘキス、をかはちこれ教

化之主也、其次はカルアナアリス、此位にあるもの七十二人、これエイヌ

子小推だ、そのバアバの席をばなむのよは七十二人の中を撰びて、をのく其名を載ふある

一、これを封じ、エイヌスの像前にて、むよき見て、其名をせし教、多きをみて其人と對といふ、

其次は、エビイヌコブス、其次は、サエルドス、其次は、リヤアコノス、其次は、

スアテア、コノス、其次は、エキソルチイスタ、其次は、アコーリトス、其次は、ヲステア―ウス、其次は、レキトラトス、これより以下、其職掌は名號猶多し、そのエビイスコアスより以下、其數皆定まれる事ハあらず、バアテ漢は巴祖と譯す、我俗はバテレンともバテレンともいふ也、これありイルマンあといふハ、其位號にハあらず、エウロバのことばに、父を、バアテレといひ、母を、マアテレといひ、兄弟を、イルマンといふ、されバ、我の例とぶものハ、バアテレともいひ、我をたゞまものをバ、イルマンともいふ也、此土のむろ、其教の師友と稱じて、バアテレ、イルマン等の稱あり、其宗をむろゆふ、三つに過ず、一つハ、キリストヤン、これエイヌスの法也、我俗にキリ二例にハ、ヘイアン、まゝこれをセントイラといふ、此法を問ひ、此宗ハ、佛を多く立て、それにつらふラといふ、其教とするところハ、つまびらかならざ、三例に、マアエメタン、此漢に四回教とエウロバ地方にして奉ずるところハ、皆是キリス

テヤンにして、まゝをのゝ其宗派あり、我うけ傳へし所ハ、カトーリク
スの派也、そのキリス、テヤンより出て、別に一法をたのめるものを、すべて
エレゼスといふ、これその教の異端なりといふ ルテールス、アルリヨ、カルピノ、マニケラ
の類、皆是エレゼスとを、ヲ、ランテヤに奉ずる所ハ、ルテールスすかは
ちこれ也、ルテールスは入の名也、ポルトガルの語は、ルテロといふ也、これキリステ
ヤンにして、根をのぞき、宗をこつテ、ランド人の説を聞くと、たゞ祖師
探るおぼと、其教 アシア地方は、所モゴルの教といふものゝ ぞ
と記、これ仮稱じてマアゴメタンとを、アフリカ地方トルカのことと云ふ所也、マ
ハ地方ムスコビーヤ、其俗モゴルのことといふ、又此外、テイナふして、尊信する所
へは、これマアゴメタンあるや否、其説は聞らば、教は天地萬物みづり成る
のごときハ、其學稱じてコンフウヨスといひ、此儒者自然之學也といふ、彼
率も、皆これアラス造る所也といふ、まうるに、儒は、大極、兩儀
を生だ、大極すなまじ理也などいふを、あらはあらざといふなり、其徒を稱じて、アテイ
エスといふ、此儒者、これ此土におわて、周孔の道といふもの、即此也といふ、
接するに、西人其法と説く所、荒誕淺陋、辨するにもたらず、まうりとい

らず、天主教法の字に、賽勝王經に出づ、今西人の説をまくに、番語テウスといふは、此に能
 造之主といふがごとく、たゞ其天地萬物を^{つくりだ}創造れるものとさし、いふ
 也、天地萬物自ら成る事なし、必ずこれ^{つくりだ}造れるものありといふ説の
 ごときも、其説のごとくならむには、テウス、まゝ何ものゝ造るによ
 りて、天地いまだあらざる時には生れぬらむ、テウスもよく自ら生
 れたらむふへ、なごり天地もまた自ら成らざらむ、又天地いまだ成ら
 ざる時、まづ善人のさめに天堂を造るは説、天地もいまだ生ぜずして、
 斯人すでに善惡の相わられしも心得ず、凡、其天地人物の始より、天堂
 地獄の説に至るまで、皆これ佛氏の説よりて、其説をつくれる所あ
 れば、これ又ことごとく論辨するに及ぶべからず、まづハライソを作るといふハ初初の天地、風吹
水減りて、次第深を踏び、花いて、天宮とふるどいふおどん、アンゼルスの説は、光音天
人の形にして、マヤンを食べひといふ事、地味を食ひて、解重と、光滅びまご、稗米を食ひ
て男女の形わらさ
いといふは、似たり、其天戒と破りしもの、罪大にして自贖ふべからず、テウ

スこれとあはれむがために、自ら誓ひて、三千年の後、エイスと生
ま、それに代りて其罪と贖へりといふ説のごとき、い々むを嬰兒の語
ま似たる、方今刑とつらきとされるもの、猶よく其情のあはれむべきも
のを識りて、其罪を赦し宥む、其天戒といふものも、テウス自ら誠し所
也、自ら其罪を赦し宥む、いなま事のあるべきにや、いはむや其誠しと
ころのごときも、これとして果と食ことあつらむのミ、あやまちてこ
まを食はむ罪、いゝむが其食ひしもの、自ら贖ふ事あはすして、其
獄決せざる事、三千餘年を経て、テウスそれふ代りて、其罪をうくるに
は、およぶべき、たとひテウスの、アダムがとめよ其罪とうくるとも、あ
まと磔罪せし所のもの、これまと誰ふ代りたり、つねよ其國を滅すよ
は、至りぬらむ、又テウス、盡世界の人と溺殺し、ひとり其教よまがふ
もの、海中よ路開け、まご其駕せし所の船、大水よ漂ひ來りし所の磔殺

の類、猶今もありといふ説のごとき、テウス稱じてみづらよく天地人物と生じ養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばあと其人をいづく皆ことづく善ならしめ、皆ことづく其教よ去しがはしむる事あさはすして、盡世界の人をして、ことづく皆絶滅せしむるに、至れるよや、たとひまゝテウスといへども、人をして皆ことづく善ならしむる事あさはす皆ことづく教ふる事あさはすば、いあむるまゝ天地能造の主とは稱すべきまゝ至愚よして、其教ある事と去らざるもの、何の罪々は深く咎むべき、去るをつねよ盡世界の人をして、ことづく皆絶滅よ至らしむる事、いうむるまゝ、これと生じこれと養ふ大父大君とは稱すべきまゝ、怪石の船の形よ似たる、断崖よ螺の殻ある、いづもの地よりなるべき、我國のある所もまゝ去りて、いうむる又テウスの事よあづかるべき、其十誠といふもの、まゝ佛氏の説よ

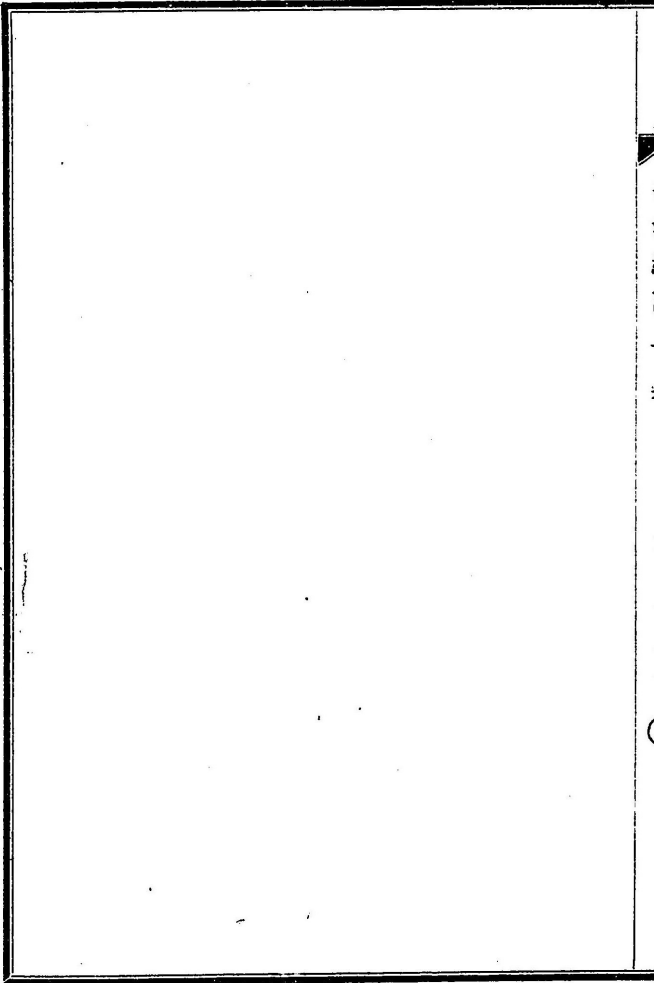
よりてたゞその他犯の戒と二條よわぬち出を、今其説ととふ、我教
化之主より始く、凡、其徒弟なるもの、ごととき、ことごとく皆女子の
近く事をもゆるさず、其他尊貴の人といへども、一妻の外、他犯の事
ある事なし、此故は、夫婦相和がざるは、必ず其邪淫による、世間父あり
て、其生母の故、其子をにくむあり、子ありて、其生母の故、父と怨む
るあり、其母復同じくするもの、相愛し、其母と異ふるものは相に
くむ、父子兄弟相和らがざるも、もとよりて他犯よる、去をによて、
其禁特に重しといふ、又古より以來、彼方諸國戰亂の事とまくに、皆こ
れ其嗣絶ふるが故よれりといふ、其流弊のこゝよ至れるも、まさあ
はれむべし、エイズス降生之初種と瑞應あり、自らテウスと稱せしと
いふの類、釋迦文生れて種と瑞應現じ、自ら稱じて天中天といひ、
事のごとく、其磔殺せられ、後よ蘇生して、其母にみえしといふの類、

小瞿曇賊せられ、木その身と貫き、立て、以て標となし、大瞿曇その血
液と力て、人となせしといひ、事のごとく、シルエッスナル聖水と以て、
國君の頂に灌し、大梵天王、四大海水を以て、其大子の頂上を灌し、
事のごとく、其君ローマンを施入して、精舎を建てしといふ類は、餅沙
王、迦蘭陀竹園を施して、僧伽藍摩とあせし事のごとく、をべくこれら
の説、番語ことごとくに通曉をべうらすといへども、大約その教の由
來る所、西天浮圖の説に出づ、陰々に其純隸と竊むの説、鍾子が言ひし
所、まさか我と欺らず、即今其説よりて、ヲ、ランド鐘板の地圖を據る
に、そのテウス降生の地、ユテヨラ此ごときは、西印度の地方と相去る
事遠ならず、又其説にエイズスいまだ生れざる以前、ユテヨラ此ミ、テ
ウスの教ある事とある、其他のことごとく、皆佛教を尊信したりとい
ふ、さらば西天浮圖の説、其地方に行はれし事、エイズスが法のきたりに

あり、今エイスが法をまくに、造像あり、受戒あり、灌頂あり、誦經あり、念珠あり、天堂地獄輪廻報應の説ある事、佛氏の言に相似すと云ふ事なく、其淺陋の甚しきに至りてハ、同日の論とはあすべからず、明季の人、其國の滅びし故を論ぜしふ、天主の教法、其一則は居れり、我國嚴に其教を禁ぜられし事、過防にはあらず、穢を知るも此にあらざらむハ、誰かはこのまことよくすべき、たゞその夷を以て夷を治む、時の權宜には出ぬれども、虎をすゝめて狼を驅る、まことその畏あきにはあらず、

英君

一守
在中



■

1
-
3

(

按本書「羅馬人」名「ヨワンバツテイ」スグレロイ「テ」發達蓋「ワ」也

同或作曰

墮或作墮

是羅馬人豫遵口供。新井與奉。鈞旨盤詰。而次。穿其語者。或以示余。因詭之序。所說地理。諸俗。視明清人書所載。頗有異同。一譬是書。不遑考訂。且如度兒格。此謂在利未亞。而其采覽異言。乃擬以土魯番。度兒格固非土魯。而土魯在亞細亞。與利未亞絕遠。中間有歐羅巴一大洲隔之。而弗之察。則其他不能無謬誤。可知已。祇之設教。所謂竊佛之糟粕者。一言以蔽之。天主云云。與佛自說前身。粗相影響。佛之天堂地獄。道家亦同有之。祇又剽竊。更加陋瑣。果爾則天有三堂。地有三獄矣。可供一噓。佛氏之黠者。稍恥言之。唯譚高妙之理。遵也喋喋。豈西人蠢愚。猶可誑以此。遂例視我邦。抑始無高妙者乎。日本支那。居發生之初之云。明明與其地球說。矛盾。至藻鑿白石。恐其圖并吞。不敢告其國狀。則意在貢說。此數者所當致詰。而憐焉何歟。白石好炫其才。不能居晦。而觀明。故墮其玄中耳。是書不知何人藏。按明律。私藏禁書杖一百。告者有賞。我令甲禁祇教文字。更嚴峻。故是書目可得見。口不可得言。譬諸生吞一物。不生不下。使

人煩痛。無懼避。或株連坐。見知故。縱之罪。今而序之。是預甘結公案。
文化丁卯暢月介臣書。

此文もとより當時のものならずされど諸傳寫本多く掲げたまは付
して存を但し諸本大抵篇首よおきされど本書の舊面目を損をべし
嘗て一本篇末におきたりしものあると見されば今ハ定めて末よ付
せり文中に序とあるを末よ置けるを覽む人怪しむとあるれ介臣と
いへるはいづれの人なりやを詳よせず其文甚贅濫の氣あり崎陽參
腎の徒の筆よもあらん歟壬午四月文彦記す

謹而言上

異人之儀萬里之外國之人よて殊に此者と同時に本唐へ參候ものも有
之由に候得者本唐の裁断も可有之候旁以此御裁断ハ大切之御事と奉
存候付愚意之旨不願憚言上如左

右

異人御裁断之事に上中下ノ三策御座候歟第一にかれを本國へ返さる

ハ事ハ上策也 此事難きヨ
似て易き歟

第二にかれを囚となしてたをけ置るハ事ハ中策也 此事易きヨ
似て尤難

第三にかれを誅せらるハ事ハ下策也 此事易く
てあるべし

謹按

むかし 神祖の御時慶長十九年より彼宗門と制せらるハといへとも

法禁ありゆるやか也その後彼國人来りて其法をひろむる事ハ我國を
奉ふ謀也と聞えて其法もと正しからざといへども我國を謀るといふに實なるべ
からざるべし其れ共島原の變出來に是に申ひらる事難かるべし

敵廟の御時其禁もつとも嚴まありて我國の人其法を轉コトふるものをい

まけおうれ轉ハさるものを誅せらる彼國より来れる師といへとも

轉ヒしをいれをけおうれ轉ハさるものを凡ハ百餘人まで誅せられ

り彼國の師にすけおかきしもの
其う聞及し所わづるも五人歟志かれとも彼國の人来る事猶やます我國人

彼法をうくるもの猶やまざれば

敵廟御末年及ひてかれらにハ杖をつかせよと仰られり扶つかせよ
といあるふ

よ及はば誅せ
よとの御事也其輩が轉ハふ事をゆるさず皆志とくに誅せらる
前後凡二
三十萬人

かれば今

敵廟の御末年の例によらば此度の異人をハ其罪のありやなしやを問
はずして誅をべし去れを御裁断あらむ事易くして易しといへどもか

れ番夷の俗に生れそだつ其習^レ其性とあり其法の邪なると去らずして
其國の主と其法の師との命をうけて身をまていのちをかへります六
十餘歳の老母并年老たるお孫と兄とにいまあがらわられて萬里の外
ふ使として六年がうら險阻艱難とへて去々に來れる事其志のごとき
ハ尤あはまむべ^レ 君のごめ師のごめよ一旦も命をすつる事ハあるべ^レ臣
六年の月日萬里の波濤を去のぎ^レハ難きよ似^レヨリ 又 仰
を蒙^レ加れと競面をる事已に二度其人番夷にして其^{本番む^レハ} 番夷あ
れハ道德のごときハ論するに及ばずされど其志の堅きありさまとみ
るふかれがために心を動かさざる事あたはず去かると我國法と守り
て去れを誅せられん事ハ其罪に非ざるに似て古先聖王の道に速かる
べ^レ此故に臣^臣ひそろにおもふ所ハ去れと誅せん事易くして易けまど
も下策に出づ又かまをたむけて囚^囚おかれん事
歌麿初の御法によるに其法ハ轉ひ上ふたむけおあるべ^臣かまが

志の堅きをみるにまきやうふ首を刎らるゝとも其志の變すべきもの
とも見えずあまじひにかれを轉はせんとして轉はざるをたまけお
れんハ我國の祖法をみづから弄ウツはせ給ふに似たり又轉ふと轉はざる
とと問すしてたまけおかれむハ我國の祖法をみづから守らせ給はざ
るに似たりたとひ當代仁厚の大徳と以て一時の權宜とはかり給ひて
かきをたすけてとらへおらせ給はむともかれが命のあらむるざり獄
舎の中に痛と苦まむ事もまゝあはれむべし是一ツ
敵國の御末羊杖つらせよと仰ありしより此かゝ敵國の人此來れるを
の命たすけられし事一人もあしまかれ共今又かれを敵國カキにつゐはし
たりましてや此度の使命たまけられて世ふあると聞えは我國の法を
ましくゆるまぬとおもひて敵國より來らむもの必らず踵ヒソを繼ツべし
れ又その采路サロと聞かせ給ふに似たり是二ツ

たとひかれが事彼國に聞ゆる事あからむにもかれ來りてのちその事
のあるやあらずやを聞く事なからむにハ一二年と出ずして必ず又使
をつかはさべし今もある事也トめ使の返事なげれハ心もとなくて
かき稱て又使をつかはす事めれ又人情のつ稱なりもしあちら
は去れも又その來路を聞く也是三ツ

かきを獄中に囚んよハ與力同心を始めてもしかれが避うせん事あらば
罪蒙らむ事とおそれて日夜にこれを守るよ心をくるまむるものをも
あからじ去れ四ツ此故に臣ひそりふおもふ所かきをたをけて囚おの
れん事易きに似て尤難し去々を以て中策とをかれをして我
祖宗代々の法とまかしめ

我國初より此の聖子神孫よく祖宗の位とつきよく 祖宗の天下を
たもち給ふ事去れたよく祖宗の法を遵たもひ守り給ふによれりたとひ
汝う訴ふる所の事そ此謂あり汝う法とする所その理ありとも今はと

我祖宗の法をやぶりて汝番夷の法と行ふ事をゆるをべららず謹で
祖宗の法を按ずるに汝がごとくの輩轉ぶ時はたすけ轉ばざる時ハ詠を
當代仁恩廣大汝が其主の命をうけて身とかへり見ず萬里に使へ米を
る事をあはれ給ふが故にその命をたすけて本國へ歸し給ふ所也す
みやうに汝が國に歸り其主に申さべし此のち又汝がごとく我國に來
らむものをば海邊の國守に仰せてまづ詠してのちに申さしむべしか
ならず汝の國人として我詠と試み陷らしむる事なかるべしと或は文
に在るし或はよとばふのべて長崎に來る廣東の船又ハ琉球より唐へ
ゆく船にのせて呂宋へ歸さるべしもし去からば彼國をして
我祖宗の法ハ天地と改るべからずして

當代仁恩の廣く聖度の大ききある事を去らしむべし
長崎より來る時ハ乗物
の外をばみる事あるて
ざるやうふせしとせぬ
我國の風俗をかこるべ
き難むなり
えれ其事難きに似たりといへとも易く

して殊に古先聖王仁厚寛裕の事あれば、を以てこれを上策とを去
れらの中を以てよろしく、互らみ給ふ事あらむに、臣が愚忠むあゝの
るべからず

此上書をこしは、や過たれども、もし臣がいはゆる上策を取られてか
をを歸されんよ、ハすみやうなるに、去くべからず、去るは此たび付
来れる與力同心并通詞等に守らせ歸して、来春夏の間長崎に来る廣
東の船にも、のせ返さるべきうとまづ言上如右

○ 此度渡り来候ロウマン人并御役所書物等の説にて承知候大略
條

一 彼法よてたつとみつかへ候^テ天主と申候ハ天地萬物と造り出候神
靈よて人間の善惡と、かんがミ善あるものと、天堂よのばせ惡あると

のを地獄に墮し候事とつゝあるの主と相聞え候其法を修し候との八十戒を持ち諸惡を断し天堂に生とうけて地獄の苦しみをまぬかれ候事と求め候事と相聞え候其天主と申をそのハ道家は上帝と申をそのハ似候而其修行の法とくく佛家の法も同じく相見え候事

堯舜周孔の書に上帝と申を事有之候ハ天地造物の主宰の理をさし候へば彼法并道家の説のごとくその神人天上に有之候而時々人間に降り福を降り禍を降り種々の奇異有之事のごとくハ無之候あれよつき此等の法よてハ聖人の法といひまらひ候事に御座候歎

一彼法を始て説き出し候人の名とエイズと申候漢土の字よて耶穌とある候はあれにて候彼徒よて去とて教主とたつとみ候事たと

へは佛家にて釋迦よつゝの候事のごとく相聞え候事

彼法に天堂地獄の説をたて其教主の像よつかへ灌頂戒律符呪念珠等の事共有之候次第一と佛家と相同しく候又其像ハ磔の形にて候まれの諸惡を斷絶仕らせ候よめ第一入門の所と相見え候由其故ハ人の惡ハ皆と欲心より出候凡人の欲さまくよ候へとも至りて切なるものハ身命よ過るもの無之候其身命とだにむて候上ハ其外の欲ハかろふるよたらず候歎ふを以てまづ此所より始而道よ入る事と相見え候是又佛家生死と加ろんずるの説と相同じく候歎佛國と彼國とハ地つよき程遠からず候得者佛氏の説彼國よ流れ入り一變仕りたる法と存せられ候

一 ロツマンと申す所は彼教主の本地よて候たとへば我國よて天台の比叡山真言の高野山比ごとくなる地に候而いよ一其國王より其

地とあさへられ其法の本地となり其法此師弟子皆く其所に而法
を修行候故與南蠻の國と其法と受け候貴賤ともよ寄進之地も多く
布施の物も多く事の外は繁昌の道場と相聞え候事

一 與南蠻の國と大半は彼法と受け候々と相見候得とも又其法をうけ
申さぬ國とも有之候阿蘭陀等も中頃より彼法をハ用ひ申さぬ由相
聞え候事

一 阿蘭陀等信向の法ハ彼法より出候而別は法をたてざるものよて
候佛家よ禪宗の有之候ごとくなるゆきあるたと相聞え候まかれハ
天主をハたつとみ候へとも耶穌をハ用ひ申さず候我國の諸宗皆
と釋迦の説より出候へとも祖といたり候所ハおのく同じあら
ず其法もまとおのくかえり候ごとくに相聞え候

一 彼法の師諸國に渡り候而其法をひろめ候事去れ耶穌の教と相聞え

候其故ハ天主ハ天地萬物の父母よて一世界の人皆去れ兄弟よて候
父母此子を見候事ハ男女少長をまらハす皆一同じ心にて父母の
心を以て其子の心とをる時ハ兄弟の間ハ相去さ一み相愛をべき事
に而候又子をマ一なひ子をを一ゆるハ父母の心よて候其父母の心
を其子の心とをる時ハ兄弟の間ハ相マシホヒ相と一ゆべき事をな
はち天主の心天主此法よて候との義と相聞え候去れ又佛氏の摩騰
迦竺法蘭等とはじめて代々の三藏漢土よ采り佛教とひろめ遠唐南
海を渡りて梁魏の間よ禪法をひろめ候心と同じく皆よ番夷の風俗
と相見え候事

一 彼國の人我國よ采り法ひろめ候事ハ我國とらハひとり候謀の由相
聞え候事ハ阿蘭陀人并彼國此人フランシスクスリアン并に又我國
より彼國へ渡り法と傳候コンバニヤドウツと申きもの申一出一

る事、御座候歟其教の本意并其地勢等とかんゝ候に謀略の一事ハゆめゝあるまじき事と存せられ候事

大猷院様御代渡り候コンバニヤツヨセフと申せもの後に、岡本三右衛門と申せ名を被下御扶持方并妻女從者等被下さゝおられ候との三巻の書を作り置候事、反逆の謀よて無之趣を一とに辨じおき候を此度見候處よりにも、其道理分明に相見候歟

一 被國の人其法と諸國よひろめ候事、國とらばひ候謀略よて、無之段々分明に候といへとも其法盛になり候へはおのづから其國よ反逆の臣子出来候事、まさ必然之理勢にて候歟、ちるく、大明三百餘年の天下ほろび候事の端、三ヶ條有之候うち、其一條、此法の行れ候故の由を、其時の書よ相見え候、大明ほろび候事ハ

大猷院様御他界の此の事に候、大明に、而、此事の覺悟無之候と相見

え候處に我國にてはさきだち候て彼法ときびしく御制禁被遊於今
此害一ある断絶仕候事

御名譽の御事と乍恐奉存候事

○右白石先生の羅馬人處置獻議と天主教大意との二篇ハ向山篤氏
誠齋又偶堂と號す通稱を源太
夫といふ今の黄村翁の父なりの輯録せる偶堂雜記中に見えざると取
出せるものなり向山氏ハ舊幕府の吏職にありて専ら經世實用の
學と講じその藏する所往々希觀の書多く此二篇のごときも先
生の手書案本ハ幕府内史局に存在せしと見出して窃々謄寫しお
きたりしものといふ今西洋紀聞に參考をるにつきて最必用なる
も此あれハ去を後卷末に付す本書よかの羅馬人ハ裁断と文昭公
の親裁に出でし如くに記したれども此獻議よりて觀をハ先

生此竊に奉る三策の中策採られしと以ち表るし
壬午春日
文彦記す

成ハ意大更
口トモあり

遷 謁 人 歎 狀

異 人 申 口 之 覺

一 いさゞや國之内ろうま之者にて御座候名ハよわん、ば何ていきた、志
移うて、と申候歳四拾壹に罷成申候

一 私儀移うま切支丹宗門之師仕候出家にて御座候

一 私國元に母存命に居申候兄弟も御座候私同門之出家にて御座候妹

も御座候父ハ死申候尤私妻子ハ無御座候

一 私儀ろうま切支丹宗門之總司不んとへきを、まき志を、と申者六年

以前ハ申付日本ハ切支丹宗門之法と勤め之ため渡海仕候様にと申

渡候に付其内日本詞等言習三年以前七月上旬比移うまと出申候右

之刻私同門之出家とうまを、てとのん、と申者壹人是も總司ハ之下

知にて唐北京へ遣申候私一同に移うま出船仕候がまいと申小船載

其内を裁ハ
右内とせり

艘類船にてやねと申島に寄せ夫ふかおと申所へ參其所ふらんを國之大船貳艘に私弁に同門之者壹人宛乘り組水主四拾人餘程充乘呂宋に參此所も同門之者壹人ハ唐之内北京に參申候私儀ハ日本へ心さし參申候處屋久島へ着岸仕候に付壹人陸へ揚り申候一船中水拂底仕候に付右之沖にて魚取候船と見掛候故端船に七八人乗り水ともらい可申と呼懸申候得共聞入不申陸の方へ潛行申候に付追ひ付き不申候

一私儀屋久島に揚り申候處日本人家につも行申候其節日本人四人罷在食事爲致候故金子を取出し右之爲價遣候得共早速指辰し申候尤船にて江戸へつも行くれ候様にと申掛候得共言葉通し不申候

一私乘渡候船ハ屋久島より直に本國へ歸り候筈も御座候

一私之外壹人も日本之地に揚り不申候尤私より以前にも同門之者壹

人も日本之地に參不申候

一屋久島にて右之日本人に宗門之咄仕聞せ候得共一切言葉通し不申候に付聞入不申候尤薩摩より長崎迄之間も宗門之咄仕候儀も御座候得共言葉通し不申候

一日本人之風俗に形と替候儀其處々之風儀をまかひ不申候得ハ其所之者笑ひ申候よ付日本人の姿に替へ申候私同門之者今度唐へ參候ハ唐人之風俗に替へ候由申候

一日本衣類并に刀ハ呂宋にて求申候月額ハ船中にてそり申候但呂宋に日本人共居申候亦日本衣裝にて居申候呂宋にて日本人居申候所ハ圓之如く成所に一所に集り居申候

一江戸へ參申度と申候儀ハ江戸にて宗門を弘め申度心差よて候故奉願候移うまの惣司申付候ハ日本之内何之國にても隨分法と勸め申

様よと申付候

一私儀日本に御留置被成候共又ハ本國へ御歸一被成候共又ハ日本にて如何様の御控に被仰付候共不苦候為うま總司申付候も日本に御留被成候共又ハ御歸一被成候共御下知次第に仕候様にと申渡候
一日本にて切支丹宗門御制禁之儀成程於國元も其隠れ無御座候人々も存尤私儀も其段存罷在候得共總司より申付候故渡海仕候

右之趣あゝでとやんどうと申阿蘭陀人らてんと申詞を以異人へ尋掛け申候處右之通返答仕候由どう申候に付私共和げ指上申候以上

かびさん、やを論る、まん、まいんをてある

あゝでとやんどう

子

十一月

通事目付

通詞

異國人致所持候大袋之内諸色之覺

一四角成びいどろ鏡の様成物壹

如此きれにて戸帳之様成物番候て有之候



外廻り木 此内びいどろ下に繪有之候

外廻り木此
内云いの文
畫の中よか
きみあり
しを今い
よはす

異國人に相尋候處

さんたまりやと申宗

門之本尊之由申候

堅 壹 尺

横 八寸五分

但裏ハ皆木にてかね

のくじん打有之候赤

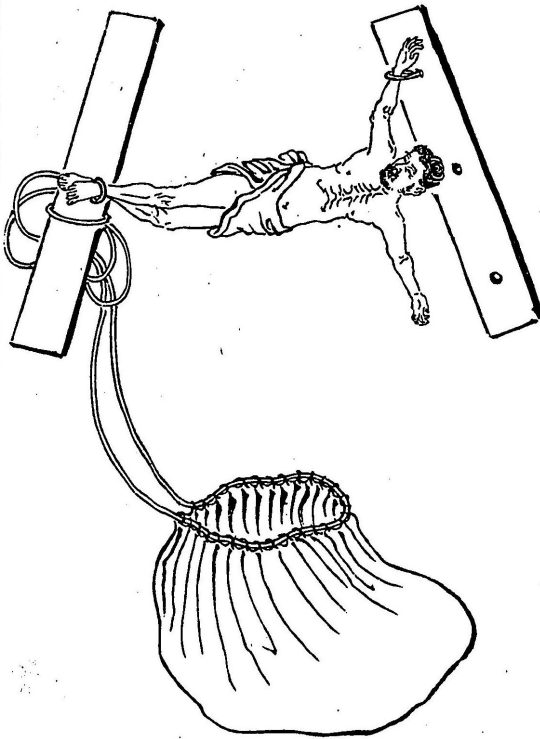
どんすの袋に入候

西洋已用甘茶

三

或はレイ
キイサア
イマリ
記イ

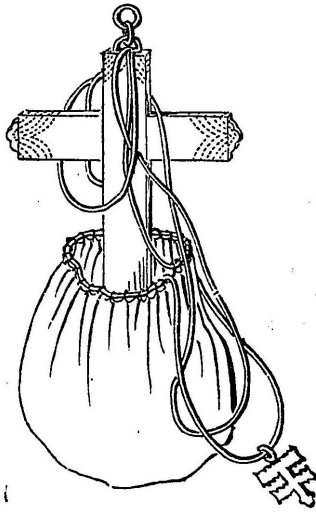
一 加らうねにて持候人形壺 但袋共



異國人に相尋
候處人形ハ五
分まりをてと
申宗門之本尊
にて候并に袋
ハまいすさあ
まりと申物之
由申候
此人形并二本
之うね共にか
らうねにて持
付置候
袋ハ古き金入
之様成まこれ
て御座候

一びいどろにて持候十文字之物壺 但袋共

右之紐にかぶ物壺付置候



異國人に相尋候處でんぎ
のんぐろくもと申物弁か

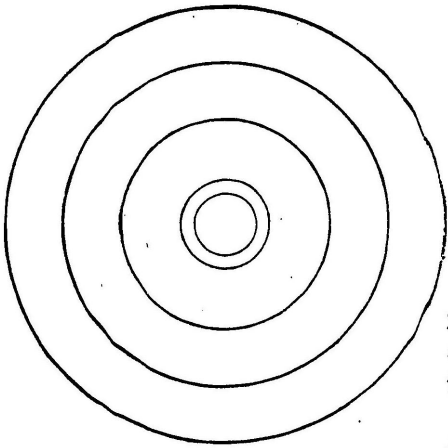
お物もぐろくもと申物に
て此十文字宗門之上にて

殊之外大切此もの、由申候

此かぶ物まんぢうにて拵附置候

此十文字之物びいどろに
て角にいと一候此内に佛
之様成形籠置候様に相見
申候金のまりかねにて角
々包候弁にくわんふろそ
き紐付袋に仕付置申候

三つに孔或
はあつた孔
ともす



一金之鏡之様成物壺 但裏銀草袋に入
一金にて丸く拵其内に入形彫付候物數四拾貳

右之袋小入

此二色異國人に相尋候處鏡
の様成物ハとすさあくま
申物并に金にて丸き物ハめ
たありやと申物にて是又大
切成物此由申候總て宗門之
道具貴き物ハ何に不依ま
さあくまと申候由申候
此大サ六寸四分四方表金裏銀
にて薄く拵候物但赤草袋に入
有之候

一 去んちうにて持候かぶ物之様成物貳



金にて大サ七分四方程
厚サ五厘程つゝ有之候何
も皆金にて中之繪様ハ少
しつゝかへり申候數四十
二



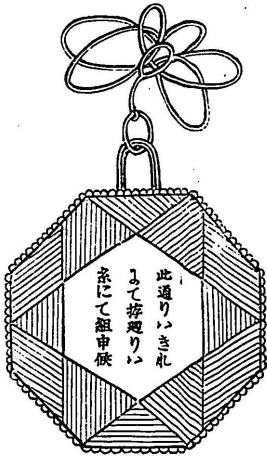
異國人に相尋候所ぐろ
くもと申物之由申候

權威の結を
寸

通り或は呀
と

一守袋之様に持紐緒留め有之物壹

但中に横文字之書物有



異國人に相尋候處是も

れすきあくれと申物之

由并中に有之候書物大

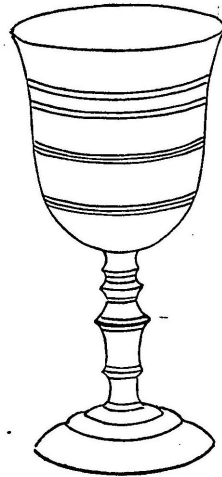
切成物之由申之候

上之方に口有之候廻り

ハはりがねにてかゝり

置申候

一銀にて猪口之様に拵足と付候物壹

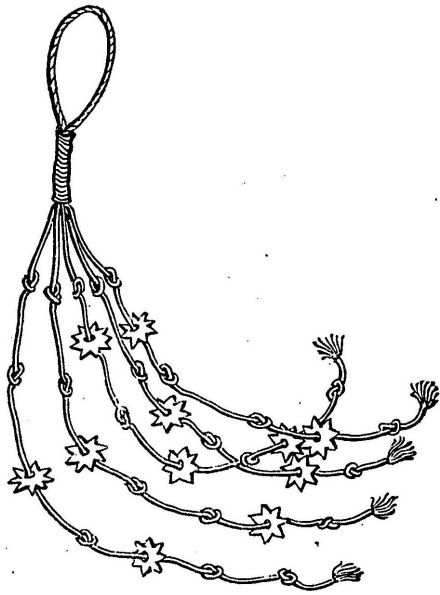


異國人に相尋候處是も
とすさあくれと申宗門
之器之由申候

外銀にて内ハ金を
流し候ものと相見
へ申候

右ハ赤草の簍に入其内に金のはりうね二把入置候

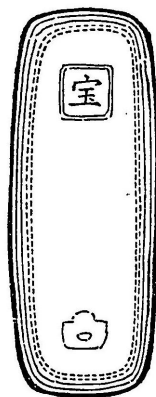
一学繩にて持かぶ物と入置候物壹



異國人に相尋候處て去ひまゐる
と申物にて候惡念起り候時分此繩と
以其身を打痛申物之由申之候

如此学繩にて三尺
程に持所と結び目
有之花之様成角立
候かゝものを入置
候

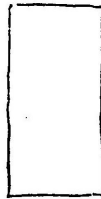
一 呂宋國にて取替候金壹



此掛目九拾八匁

此通之金硯墨之様にいゝ候物尤裏之方ハ木目も無之文字之様成極印二所に有之候得共慥に難見分候

一同板々ね之様成金大小百八拾壹



掛目三匁七分餘

此金大小合百八拾壹枚



掛目二匁餘

掛目總合三百八拾五匁



掛目壹匁五分餘

一同小キ丸金百六拾粒

但粒大小有之丸藥之様にいゝ候金掛目不同有之貳分三分四分程充御座候百六拾粒合惣掛目五拾壹匁

一日本小粒

拾八

但新金

一錢

一錠

但寬永日本錢
康熙唐錢

七拾六錢
三拾錢

右四色取集うちかひ袋に入有之候

一鐵之印判

壹

裏印之方



表印之方



一 びいど形にて貳寸四方形之記き
薄板に彩色之佛之様成繪書候物

九フ

異國人に相尋候處ば志よえり
すてと申物之由申候

一 佛之様成繪赤地金入の守窠に入

壹ッ

あんと
りとか

異國人に相尋候處さんたまり
さあくとも申物の由申之候

一 横文字之書物 大小

拾壹冊 但革之帳有

内六冊ハ異國人不断致所持見申候

一 同 双紙 大小

五冊

一 横文字之反古

貳拾四枚

但此内にろうま總司之方々遣候往来切手之由にて壹枚有

一宗門之佛之繪大小

貳拾四枚

一黑玉之珠數

壹 連

但かざりなし

一白布にて拵候宗門之法衣

壹 包

一白布にて拵候宗門之法衣

壹 袋

一袖無羽織之樣成異國着物并帶共

壹 通

一罎らまこふ入候油 但壹箱に入小罎らすこ三ツに入置候

此油異國人に相尋候處宗門之者大切成時節爲吞申候油之由申候

一拵物之小香合

壹

但内はるまきの油之杯は藥少有

一蒔繪之中香合

壹

但明き物

一蒔繪之小香合

壹

但明き物

一缺

壹

家或ハ新ト

一錫之紙入

壹

一鼻目々ね

壹

何草之家入

一日本様に持候刀

壹

腰

但躬

貳尺四寸七分

樋

有り

反八歩

鉤

去んちう貳枚えきま

中心無銘

やき無之

切羽

去んちう

貳

枚

柄

去んちう之打鯨

但柄糸黒きより糸にて菱卷

目貫

金、やき付之様成金模様兩龍の様成生物

ふち柄頭

赤銅雲の模様金にてやき付

鍔

赤銅三枚合去んちう此ぬくとん取模様雲から草の様成

形金にて焼付

鞘

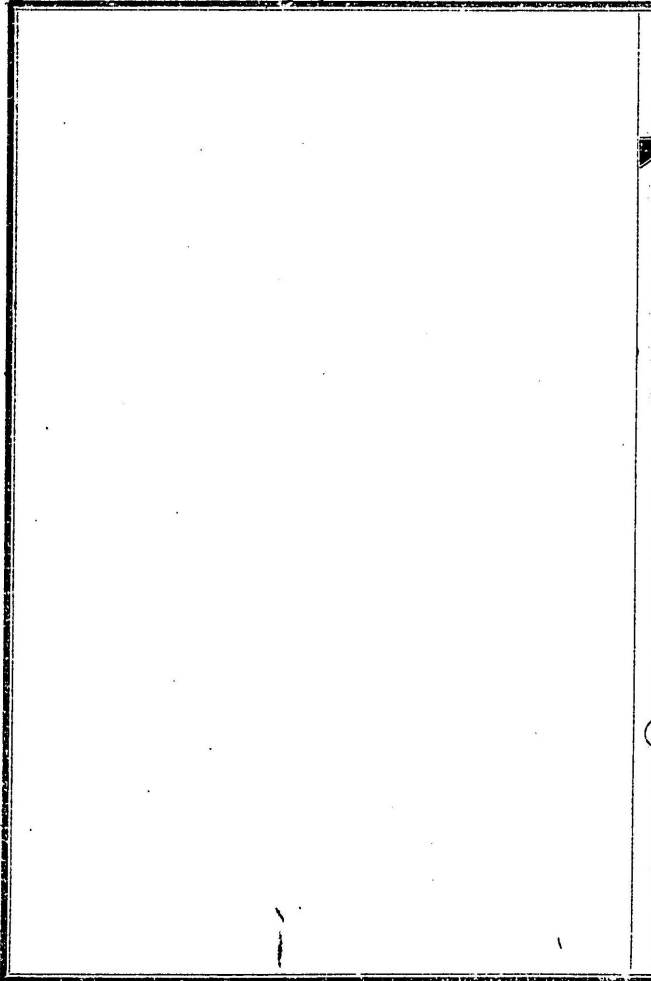
ひやくだんぬり鯉口小尻赤銅にて張

下緒 ちめん平紐の様成物付置候

目釘 やき付之金めつき

右之品と銘と相改阿蘭陀人に致通達異國人に相尋候處右之通に御座候以上

子
十
一
月



以別紙申入之候

一先達て申入之候當八月廿九日松平薩摩守方領分大隅國屋久島ふて
異國人見出候百姓藤兵衛并其節出合候安兵衛五次右衛門喜右衛
門五右衛門去十一日薩摩守方家来共々警固相添送越候に付壹人宛
召出遂吟味候處藤兵衛八月廿九日戀泊村松下と申所に炭焼に參木
と伐申候處不見馴人刀と指手まほきいさし何や覽申候得共言葉通
不申怪敷鞋に候故側と難寄見合候得者水望申度致仕形見せ申候故
藤兵衛持合候器よ水を入與へ申後シロに退き申候得ハ又々招候得共刀
と指罷在候故氣遣に存候間寄付不申候處右之人刀と鞘共よ差出候
に付近寄刀を請取申候其節外に人壹人も無御座候故右之刀をハ脇
之木之根に差置磯邊に參見廻し候得共人無御座候故村に參安兵衛
と申者と以怪敷もの見出候間何も參候様に申達候平内村之百姓五

次右衛門喜右衛門と申者折節荷を持伎に通候とて參掛り候異國人
村之方は手を指草卧候躰に相見へ候間喜右衛門ハ大威と持五次右
衛門刀と持藤兵衛ハ異國人に手を添藤兵衛家迄召連置五次右衛門
喜右衛門ハ最前之荷物と持先は伎に參候其節近村之五右衛門と申
者藤兵衛方に參候藤兵衛ハ食と持異國人に給させ可申と致支度食
事も出来給させ申候得ハ少給申其節黄色之四角成金を差出くと候
得共怪敷様子に御座候得ハ則返し申候何角と異國人申候得共一圓
言葉通不申候其内役人番人共大勢參候由藤兵衛申候事

一安兵衛召出承候處右藤兵衛申口之通相違無御座候右近郷は異國人
之儀申に參直にあはさこなと役人共にも申廻り其跡之儀ハ不存候
方と觸廻又藤兵衛方に參候得ハ最早役人番人等大勢參居申候由申
候事

一喜右衛門五次右衛門壹人宛召出承候處最前藤兵衛申口之通少も相違無御座候右兩人共荷物持先ニ參候故跡之儀不存候由申候事

一五右衛門呼出承候處是又藤兵衛申口之通相違無御座候怪敷人見出候由承候に付藤兵衛方は參異國人に食なと給させ候手傳なといたし申候其内異國人何や覽申候得共一圓言葉通不申候尤何にても實申儀ハ曾て無御座候由申候事

一當八月廿八日大隅國屋久島之内湯泊村之沖にて異國船見當り候節阿波國之漁人船頭市兵衛水主實兵衛喜兵衛清左衛門市十郎休助右六人薩摩守方家來共々警固相添送越候處去廿一日壹人宛召出承候處船頭市兵衛申候は八月廿八日爲漁獵湯泊村之沖に罷出候處陸より三里程も可有之歟沖之方に唐船之様に帆數多き船壹艘間切居候に付唐船之儀者近寄不申筈に常ニ御法度御座候間村之方に乘戻候處

跡ハ橋船に乗異國人追々申辨に相見へ候に付早々乗退候得者急
ニ漕米間拾間許も乗々右橋船ハ齊と立水を呑度仕形と致地方之
方ハゆびさし候に付水ハ法度と申手をふり見せ申候て船と押切粟
生村之方ハ罷締申候右橋船ハ本船之方ハ乘戻其以後之儀者不存候
由申之候事

一 右沖よて追々候節異國人何ぞ申々け物賞候哉と相尋候得者何や
覽聲を立候得共言葉通不申其内に間遠く罷成候故何事も不承候右
之首尾に御座候故物くれ候儀も無御座候由市兵衛申候事

一 其外實兵衛清左衛門喜兵衛休助市十郎壺人宛召出承候處市兵衛申
口之通少も相違無御座候事

右之通異國人ハ攜候藤兵衛安兵衛五次右衛門喜右衛門五右衛門
并に湯泊沖よて異國船見當り申候漁人船頭市兵衛水主實兵衛喜

兵衛清左衛門市十郎休助都合拾壹人之者共召出遂吟味候處異國
人申口之通少も相違無之候尤踏繪も申付候處疑數儀毛頭無御座
候依之右之者共勝手次第在所口差返し候様可申付と存候右之趣
御序之刻御老中口可被申上之候以上

十一月廿六日

駒木根肥後守印判
別所播磨守印判

永井 井 讚岐守殿

佐久間 安 藝守殿

四
五
六
七
八
九
十

以別紙申入之候

一先達て申入候從薩州送越之候異國人度、召出送吟味候處先書にも如申入候口通兼申候依之阿蘭陀人、以爲致通達度存候得共先頃も申入候通異國人殊之外阿蘭陀人を塙候躰に相見へ候、付不斗阿蘭陀人に出合候て相さうらひ申口も滞可申と存候に付かびたん阿蘭陀人と物陰に差置爲承候得共異國人日本口ともまじへ申候に付彌致混雜難聞届由申候に付異國人に爲申聞候ハ其方口通不申候故申候儀共日本人聞詰かさく候間阿蘭陀人を召寄可致通達旨申合候得ハ異國人得と致納得候に付去十九日南蠻口覺申候阿蘭陀人壹人かびたん召連罷出るび、んは物陰に指置爲承申候

一阿蘭陀人を以異國人に相尋候者其方事異國之内いつと之國之者にて如何^レ禁之心指にて日本に致渡海候哉と問懸候處異國人答申候ハ

其ハいさりや國之内ろうまと申所之切支丹宗門之出家よてよじん
ばつていすと、去ろうてと申ものよて御座候ろうま宗門之總司不ん
とへきをまきすもいと申師よ致隨身數年宗門之學文仕三老程之出
家にて宗門之師とも致候ものよて御座候右師匠ふ六年以前相弟子
とうますてとるのんと申者と其に申付候ハ壹人は日本に相越宗門
を弘め候様にと申合壹人ハ唐國北京に參是又宗門勸候様に申付候
間三年已前七月上旬兩人共に同日ろうまと罷出かれいと申小船貳
艘よ乘連れや祓わと申島よ寄せ夫ふかありやと申所に參其所ふふ
らんを國之本船貳艘よ壹人宛乘組水主四十人程宛乘呂宋に參此所
ふ壹艘ハ北京に乘別れ其ハ日本に心指方よと乘廻り漸當八月廿八
日大隅國屋久島之内湯泊村之沖迄致着船候處船中水拂底に候に付
播船に乘移り其邊と乘廻り候處折節獵船壹艘日本人六七人乘組陸

手招てす或ち
手招てす

伐或ち
とす
手招てす
手招てす

之方に乘行候間被獵船を追うけ拾間許に乘寄候節某之船ハ聲と立
水を乞候手様を致候得共日本人曾て不致同心躰よて手招振其上お
それ候哉急に漕退申候故又々本船に乗り戻り翌廿九日之朝右之船
ハ某壺人を橋船に乗せ屋久島に御置其外之者共ハ直ヨ本船に乗移
り即刻致出船本國に罷歸候某壺人屋久島ヨあなただとあるま
見申候處ヨ日本人壺人木と伐罷在候に付近寄物申かけ候得共言葉
曾て通不申候故水望候手様いたし見せ候得者水を吞せ申候其後日
本人三人參候て某と人家に召連食事等あさへ申候其節食事爲代金
子と遣候得共即座指辰候由異國人申之候事

一又相尋候ハ其方日本人のごとくにさうやれとそり日本様之著し物
いさし日本持之刀扱指罷在候ハ如何様之心指にて右之躰をいさし
候哉於屋久島に日本人を頼着し物刀等とも調申候哉異國人答申候

ハ異國の姿風俗にて罷越候ハ、日本人より可申と存呂宋國にお
ゐて日本人着し物日本持之刀調申候さうやまハ船中にてそと申候
日本人は曾て頼不申候尤其所之風俗とまなび不申候得ハ其所之
者笑ひ申候に付北京ハ泰候同門の者は唐之風俗とまなび候て罷越
候由異國人答申候事

一 又尋申候ハ右乘來候船日本之内外之所にも乘行其方躰之との節
置候筈に候哉此以後跡より同門の者泰候様ふ申合候哉日本ふ止り
罷在本國に密に可致通路申合仕候哉と相尋候ハ異國人答候ハ
屋久島ふ某壺人卸置其外何と之所ふも卸候筈之者壺人も無御座候
船ハ直に本國ふ罷歸り候尤此以後跡ハ泰候との申合不仕候日本に
止り罷在候ても本國に通路之儀曾て申合不仕候由答申候事

一 又尋申候ハ其方乘來候船ハろうま之總司ハ仕立違候哉又便船と頼

参候哉異國人参候ハ右乗来候船并ニ北京ハ参候船共ニ込らんを國
 之船にて御座候込らんす國之儀宗門一派之國にて御座候も付込ら
 ま之總司ハ申付にて日本北京ハ宗門勸之ため参候由申候故同宗之
 者之儀に候間船頭水主共に賃銀等申儀も無之送越申候由参申候事
 一 又相尋候ハ其方々以前にも日本ハ宗門勸之ため差越候者も有之
 候哉左様之手筋と以此度其方壹人指遣候哉と相尋候得と異國人参
 申候ハ其方々以前に日本ハ致渡海候者壹人も無御座候何之手筋も無
 之日本之内いづれ之所に成とも揚り宗門と弘め候様よと總司申付
 候由参申候事

一 又相尋申候ハ其方江戸ハ参度由長崎ハ参候儀ハ堀申段如何様之
 けに候哉異國人参申候ハ本國總司申付候節も江戸ハ罷越候様にと
 も不申寸矣是所之儀可前記ハ皇王矣又又承矣本國ハ、文國ハ

て御座候江戸之儀者呂宋國に日本人も罷在日本之様子書記候書物も御座候に付及承江戸と申儀も存候由答申候事

一又尋候ハ其方日本言葉之間に申候何方よて日本言葉相習候哉異國人答申候ハ六年以前總司ハ日本渡海之儀就申付候本國之言葉にてハ通用難成候故日本言葉と書記候書物よて申習候由答申候事

一又尋申候ハ其方屋久島に揚り候刻ハ以來日本人ハ宗門之咄をいゝ勸候哉日本人ハ何にてもとらせ候哉異國人答候ハ屋久島ハ爰元ハ叅候迄之内日本人ハ宗門之儀も申懸候得共言語曾て通不申候故一言も聞入不申候屋久島よて水と吞せ人家ハ召連食事給させ申候に付右之爲價金子日本人ハ違候得共取不申其儘返し申候右之外者何にてもとらせ申事無御座候由答申候事

一又尋申候ハ切支丹宗門之儀ハ日本國中陸御制禁に候其段存知あり

ら總司申付爲致渡海候哉又ハ右之ニ付不存候て參候哉異國人答申候ハ於日本に切支丹宗門御制禁之段は總司ハ不及申に人ト不存者ハ無御座候勿論某も存罷在候得共總司ノ就申付候罷渡候然る上ハ日本に御留被成候とも又ハ御返一被成候とも如何様の控小被仰付候共御下知次第少も違背不仕所存之由答申候事

一異國人致所持候大袋之内に有之候品ト邪宗門之本尊并に書物其外小道具等も有之候に付一々名ト爲承申候尤其身も宗門之本尊珠數ト首にッけ宗門之書物不手離持罷在候右之品ト委細繪圖に記此度令進達之候事

一右道具之内に異國之金子并に日本小粒日本錢有之候に付何方ニて相求候哉と相尋候得ハ異國人答候ハ本國ニてハ銀子之外通用不仕候今度日本に參候に付呂宋國ニおゐて銀子と達金子と取替其節日

本金弁に錢も彼所にて致用意持來候由答申候事

一右異國人に致通達候趣阿蘭陀人書付指出候間和らげ壹通此度差越之候事

右之趣御老中に委細不申上各々可被申上旨申上候間被得其意御序之刻可被申上之候以上

十一月廿六日

駒木根肥後守印判
別所播磨守印判

永井 讚岐守殿

佐久間 安藝守殿

一本跋

戊戌夏佐久間維章從肥之島原寫來其藩寫長崎鎮臺所藏海船之諸疏。府正之命諭三十卷。稱曰華夷變態。維章就其中膽此事。事在寶永戊子八月。其時長崎町奉行四員永井讚岐守。別所掃磨守。駒木根肥後守。佐久間安藝守也。御老中土屋相模守政直。秋元但馬守喬朝。大久保加賀守忠增。井上河內守正岑也。

一本與書

右遷鳩人歎狀一冊。借鈔于大石君節家。寬政七年乙卯孟春念六

杏花園

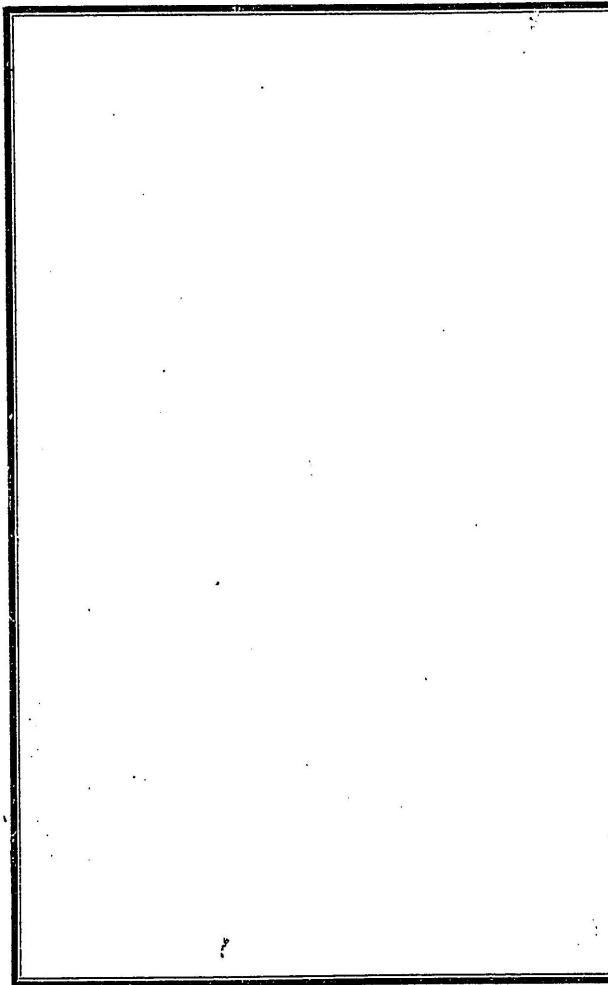
大久保酉山翁考云。此四人長崎奉行也。前子十一月と有寶永五年戊子十一月廿六日。

○右羅馬人歿狀は佐久間維章の輯録せるものと見ゆ即本書に記せる羅馬人の申口と最初ふ長崎奉行より江戸へ届出でたる書類あり其内よ本人携へ持ちし品物等の事ハ本書上巻の末よもかゝげて去れらの物の形製等つまびらりふ記さむ事無用也故に去よ略をと記されたれど今此歿狀中よその圖も添ひたれば歿狀と圖と併せて本書の事をべて具備せるなるべしと此ふ附録とハせしなり歿狀とハ條歿即箇條がきよ記したる狀の意よて口書クチガキの事あり

前に掲げたる戊戌夏佐久間維章云々の跋ある本は家藏の一本にて此歿狀のみ單行せるものあり儒士佐久間維章ハ文爾と稱し夜雨亭と號し寛政十一年己未六月改せりといへばこよいふ戊戌ハそ此二十二年前ある安永七年戊戌あるべし華夷變態といへる書も世に傳寫してあり

杏花園の與書ある本は是亦家藏の一本西洋紀聞此末に附録してありしを此なりそれ書はききに東京大學へ獻納したりき蜀山人の別號と杏花園といひきかゝる珍書あれば必ず山人の鈔ふ出でしを此あるべし大石君節大久保酉山は誰人ありや寡聞なれば知らず

前の二本を對照校訂して印刷に付したり地名人名等の假名は杏花園本には片假名よりされど單行本の平假名と去たるあり此頃の屆書は真面目あるべしと思ひたればそまに従ふ但し傍に單線を加へて識別に便からしむ壬午四月平文彦記す



明治十五年五月四日板權免許
同 年同月十七日出板

定價金壹圓

著者故人新井筑後守相續人
新井琴代理兼出板人

東京府士族
竹中邦香

東京日本橋區
兜町四番地



